

官報

号外

昭和四十六年十二月十五日

○第六十七回 参議院会議録第十三号

昭和四十六年十二月十五日(水曜日)

午前十時九分開議

○議事日程 第十二号

昭和四十六年十二月十五日

午前十時開議

第一 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄開発庁設置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄開発庁設置法、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び沖縄の復帰に伴う防衛府関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(趣旨説明)。

第二 沖縄平和開発基本法案及び沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)

第三 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 防衛府職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第六まで

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び沖縄の復帰に伴う防衛府関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(趣旨説明))

(前会の趣旨説明)並びに沖縄平和開発基本法案及び沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)

民にとって、その傷のいえぬまま、四半世紀の長きにわたり異民族支配のもとに放逐されたことは、何としても納得のいかぬこととあります。しかも、この間、朝鮮戦争を契機に、米軍によつて著しく強化されてまいりました。この結果、面積わずか二千三百八十八平方キロメートルしかない沖縄で、その一二・五%もの広大な土地が軍事基地として占有され、人口が一番密集している沖縄本島では二二%以上となつておらず、いかに軍事基地の占める割合が高いかがわかります。しかも、これらの基地は沖縄全島の平たん部を占有してお

り、経済的に開発可能な地域はすべてアメリカ軍が握っていると言つても過言ではありません。

こうした開発可能な土地をアメリカ軍の手に

よつて奪われ、生活の基盤を失つた県民は、好むと好まざるとに関係なく、生きるために、年とともに巨大化するアメリカ軍基地に基地労働者となつて働くかなければなりません。基地労働者となる第一次、第二次産業の停滞と第三次産業の異常な発展は、すべて巨大なアメリカ軍基地の存在によるものであり、これが基地依存経済といわれる沖縄経済の根源であります。しかも、この基地

によつて雇用の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)以上兩件を一括して議題といたします。

まず、沖縄平和開発基本法案及び沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案について、衆議院の発議者から順次趣旨説明を求めてお

ります。

次に、

その内容の概略を御説明申し上げます。

まず、第一章におきまして、沖縄を戦争の恐怖と他国の軍事的重圧とから解放し、進んで日本の沖縄として平和開発をはかるため、軍事基地の全面的撤去がその基本であることを明らかにいた

ております。

さらに、沖縄の平和開発は、本土との格差をす

みやかに解消するばかりでなく、同時に東南アジア諸国との平和開発に寄与することを基本方針としております。そして、政府は、沖縄の自治権を地方自治の本旨に沿つて尊重しつつ必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講ずべきことを明らかにいたしております。

さるに、沖縄の平和開発は、本土との格差をす

みやかに解消するばかりでなく、同時に東南アジア

諸国との平和開発に寄与することを基本方針とし

ております。そして、政府は、沖縄の自治権を地

方自治の本旨に沿つて尊重しつつ必要な法制上、

財政上及び金融上の措置を講ずべきことを明らかにいたしております。

第二章におきましては、沖縄総合開発計画の内

容とその策定、手続きを明らかにいたしてお

ります。すなわち、沖縄総合開発計画は、アメリカ軍

基地のあと地その他の土地の平和利用に関する事

項、農畜産物の振興・流通機構の整備及び価

格安定に関する事項、林業の振興と利用に関する事

項、産業基盤整備に関する事項、生産条件が沖縄

に適する農畜産物の振興・流通機構の整備及び価

格安定に関する事項、林業の振興と利用に関する事

項、製造加工業の育成及び輸出増進に関する事

項、中小企業の共同化、近代化に関する事項、観

光資源の開発及び旅行関係施設の整備に関する事

項、社会福祉、医療施設の整備及び医師、看護婦

の確保に関する事項、生活基盤整備に関する事

項、僻地を含む学校教育施設の整備及び社会教育

施設整備に関する事項、離職者の技術再教育及び

職業紹介の推進に関する事項、公害防止と環境保

生活を物心両面にわたつて豊かなものとすること

は、国民総生産第二位を誇る日本経済にとって

可能なことあります。

したがいまして、ここに提案いたしました沖縄

平和開発基本法案は、沖縄の経済、社会を平和的

開発するため、開発の目的、主体、手続、開発

計画の内容及び開発行政機構の基本を定め、もつ

て国の責任を明らかにいたしたものでございま

す。

全に關する事項、その他沖縄の開発に關し必要な事項を定めることとし、長期計画及び年度計画とすることを明らかにいたしております。そしてこの沖縄総合開発計画は、沖縄の離島開発について十分考慮を払うと同時に、東南アジア諸国との経済的、文化的交流に特に配慮すべきことをうたっております。

次に、沖縄総合開発計画の策定の手続につきましては、沖縄県は、関係市町村の意見を聞いて沖縄総合開発計画案を作成し、政府は、沖縄県の計画案に基づき、沖縄開発審議会の議を経ることとに、国会の承認を受けなければならないといたしております。また、国は、沖縄において、沖縄の自治権の確保と東南アジア諸国との交流をはかるため、水道事業、電力事業を県管轄化するための必要な措置及び亜熱帯農業調査研究機関の設立に必要な措置を講ずることといたしております。

第三章におきましては、沖縄の平和開発を推進するため行政機関の設置について明らかにしております。すなわち、沖縄の平和開発に関する施策を総合的かつ積極的に推進するため計画

の調整機関としての沖縄開発庁と、その附屬機関として委員三十三人以内からなる沖縄開発審議会の設置をするとともに、沖縄の平和開発に必要な資金を調達、融資するため、沖縄開発金融公庫を設置することを規定いたしております。

なお、念のため申し上げますと、本法案に基づいて沖縄県及び市町村の財政力を充実強化し、戦後の格差解消と行政水準の向上をはかるため、各種補助率の大幅引き上げ、地方交付税の強化、特例交付金の支出等を内容とする復帰に伴う沖縄の財政特例法案及び計画の調整推進と事業執行の沖縄県への委任を内容とする沖縄開発庁設置法案及び沖縄にある琉球開発金融公社、大衆金融公庫及び琉球政府の各種特別会計を一本化して、それによる政府資金の出資による沖縄開発金融公庫を設立し、その監理、運営について沖縄県の意思を反映させることを内容とする沖縄開発金融公庫法案の二

法案を提出する予定でございます。

以上が、本法律案を提案する理由並びにその要旨でございます。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 衆議院議員川俣健二郎君。
〔衆議院議員川俣健二郎君登壇、拍手〕

○衆議院議員(川俣健二郎君) 私は日本社会党、公明党、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案について、提案の理由とその要旨を説明いたします。

太平洋戦争の惨禍から戦後期を経て今日に至る年月は、日本国民にとって、ひとしく苦悩の道であります。

国民は、大小の差はあれ、戦争が残した傷あとを背負いながら日々の生活にいそん

できたのであります。その努力と願いにもかかわらず、日本社会は決して国民の平和と福祉を達成できているとは言えません。しかし、頑張まし

て、わずかに幸いであったのは占領時代を短く終

え、戦後期から早く脱却できたことでありますよ

う。

ただ、沖縄県民については、全く事情が異な

っていることは御承知のとおりであります。過ぐる

大戦において、沖縄は本土の防波堤として直接戦

場となり、老若男女を問わず、二十万人余の民

間人が戦死し、戦争終結とともに、死を免れた人々も米軍キャンプに押し込められたのであります。

米軍キャンプから解放された人々が郷里に

帰つたときは、家も田も畠も、金網と銃剣に囲ま

れて政府の方針によつて沖縄を本土から切り離した結果に負うものであつて、沖縄県民に何らの責任を帰すことはできないことをあらためて思ひ起こそしていただきたいと思つております。

本法案の主要な点は次のとおりであります。

第一に、沖縄において職を失つた者には、す

べて新たな職につく手助けを政府が行なうことと

いたしました。

第二に、新たに職につくまでの間、就職促進手当、職業訓練手当などを支給し、その間の生活を

保障することといたしました。

業は停滞して第三次産業のみが肥大するといういふつな産業構造をつくり上げてしまったのであります。今日の沖縄の社会構造を見ると、基地労働者、米軍人軍属に使用される者、基地関連産業の零細企業の従業員、さらに中小零細な企業や商店、過密人口をかかえた零細農家、これらすべて不安定な営みを続けていると一口に表現できると思います。沖縄の復帰が実現した場合、沖縄の経済環境が激変することは疑問の余地はありません。その原因が、一定の基地縮小、ドル防衛政策による基地経費の削減、本土企業製品の流入、農業の不安定化などの点にあることは広く指摘されているところであります。沖縄が独自にかかえているこのような条件に加えて、今日、ドルショック、円切り上げによる日本経済の不況がさらに大きな圧迫を加えようとしていることも指摘しておかなければなりません。したがいまして、基地労働者のみならず、中小企業、農業など広範な産業分野から多数の失業者が発生すると見なければなりません。しかも、復帰と同時に職を失う者、経済環境の変化に従つて時日を経てからあらわれる失業者等々、その態様はさまざまあります。これらの人々に安定した職を確保し、基地経済から脱却して平和経済を建設するためにあらゆる協力を行なうことは、政府と本土国民に課された義務と言わなければなりません。二十五年余にわたる沖縄県民の苦惱、今日の沖縄の姿は、すべて政府の方針によつて沖縄を本土から切り離した結果に負うものであつて、沖縄県民に何らの責任を負つことはできないことをあらためて思ひ起こそしていただきたいと思つております。

○議長(河野謙三君) これより、去る一日、趣旨説明の聽取をいたしました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外六案、及びただいま趣旨説明を聽取いたしました沖縄平和開発基本法案外一案に対する質疑を行ないます。順次發言を許します。稻嶺一郎君。

○稻嶺一郎君登壇、拍手

〔稻嶺一郎君登壇、拍手〕

○稲嶺一郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外六案につきまして、総理並びに閣僚に對し若干の質問をいたしたいと存じますが、質問に先立ちまして、私は沖縄県民の代表といいましたて一言申し上げたいと存じます。

佐藤総理は、昭和四十年八月、わが國総理として初めて沖縄を訪問されて以来六年有余の間、沖縄の祖国復帰を最大の政治課題といたしまして、終始一貫、前向きの姿勢をもつてこれが解決に当たられ、復帰の実現に御努力くださつたことに對し、心から感謝の意を表する次第であります。(拍手)

返還協定とそれに連連する国内諸法案につきましては、国会の中でも、マスコミの上でも、盛んな論議が展開されてまいりました。協定に若干の不満な点はあるにしても、これを承認し、まず復

帰を実現し、かかる後継的努力によつて完全なるものにしようとする考え方に対し、最初から完全かつ理想的なものでなければならないとし、協定反対または粉碎、関連法案阻止等が叫ばれておるのでございます。私ども沖縄県民は、過去二十六年の長い間、異民族支配という十字架の重荷を背負わされてまいりました。沖縄県民の純粹なる民族感情は、まず復帰を実現することであり、一日も早く日本国民としての主権を回復し、過去の重荷を軽くして、新しい沖縄県の建設に邁進したいのであります。このような県民の悲痛なる訴えを一億国民が心をむなしうらして謙虚に聞くならば、私は、だれ一人としてこれを理解できない人は日本一億の同胞の中にいないとと思うのであります。(拍手)議員各位におかれましてのことをお十分御認識の上、返還協定のみならず関連法案についても御審議いただきますよう切にお願い申し上げ、私の質問に移らせていただきます。

返還協定に關連する国内七法案の内容は、復帰

に伴う県民生活の混乱を最小限度に防止し、か

つ、復帰後における豊かな沖縄県を建設していく

上において適切なる措置であると考えますが、中

には国民に十分理解されていない点があるように思われますので、これらの点につき、主として県

民生活に關係の深い問題を中心に、私の提案をも含めてお尋ねいたしたいと存じます。

第一に、沖縄の自治に関する問題について総理にお伺いいたします。

政府は、沖縄が復帰する時点より沖縄開発庁を新設し、その地方支分局として沖縄に総合事務局を設置することといたしております。北海道の場合と同じく、沖縄の振興開発を総合かつ強力に推進するためにこれら機関設置はぜひ必要であります

が、他面、開発庁を設置することによつて、沖縄そのものの自治が侵害されるのではないかとの疑念を持つ者もあります。私は、沖縄県知事を振興計画の作成者とする等、かなり沖縄県の

自らの意見に對し、最初から完全なるものにしようとする考え方に対し、最初から完全かつ理想的なものでなければならないとし、協定反対または粉碎、関連法案阻止等が叫ばれておるのでございます。私ども沖縄県民は、過去二十六年の長い間、異民族支配といふ十字架の重荷を背負わされてまいりました。沖縄県民の純粹なる民族感情は、まず復帰を実現することであり、一日も早く日本国民としての主権を回復し、過去の重荷を軽くして、新しい沖縄県の建設に邁進したいのであります。このような県民の悲痛なる訴えを一億国民が心をむなしうらして謙虚に聞くならば、私は、だれ一人としてこれを理解できない人は日本一億の同胞の中にいとと思うのであります。(拍手)議員各位におかれましてのことをお十分御認識の上、返還協定のみならず関連法案についても御審議いただきますよう切にお願い申し上げ、私の質問に移らせていただきます。

第一に、沖縄の復帰を実現することによる問題にお考

えであります。政府はどのよう

に、沖縄の復帰を実現するにあたって先導的役割を

果たす産業を沖縄に誘致するためには、産業基盤

の整備を急ぐとともに、政府による積極かつ果敢

な優遇措置を早急に明らかにすべきかと存じま

す。この点につきまして政府の御見解を承りたい

のでござります。

第二は、復帰後における沖縄県を平和のキース

トーンにすべきだといつりますが、本問

題につきまして具体的な提案をいたしますので、本問

題にお考

えであります。政府はどのよう

に、沖縄の復帰を実現するにあたって先導的役割を

果たす産業を沖縄に誘致するためには、産業基盤

の整備を急ぐとともに、政府による積極かつ果敢

な優遇措置を早急に明らかにすべきかと存じま

す。この点につきまして政府の御見解を承りたい

のでござります。

第三は、復帰後における沖縄県を平和のキース

トーンにすべきだといつりますが、本問

題につきまして具体的な提案をいたしますので、本問

題にお考

えであります。政府はどのよう

に、沖縄の復帰を実現するにあたって先導的役割を

果たす産業を沖縄に誘致するためには、産業基盤

の整備を急ぐとともに、政府による積極かつ果敢

な優遇措置を早急に明らかにすべきかと存じま

す。この点につきまして政府の御見解を承りたい

のでござります。

第四は、復帰に關連して生ずる失業者の対策に

ついて総務長官にお尋ねいたします。

復帰に伴つて失業者の数は数万人にのぼるもの

と予想されておりますが、これらの救済並びに吸

収等の対策はまことに深刻であります。政府は沖

縄振興特別措置法において、救済の面では職

業訓練、失業手当の支給等、かなり具体的な措置

を講じてゐるのですが、反面、失業者の島

内における吸収策は不十分なよう思われます。

これを具體化するためにはいろいろな方法があ

ると思いますが、私は、平和の表徴である国連機

関及び國際的施設を沖縄に設置したらどうかと考

えております。たとえば国連大学の誘致、南北文

化センターの設置、国際海洋研究所の開設等であ

ります。これらの機関または施設は、歴史的、社

会的、地理的条件からいたしましても沖縄が適地

であると考えますが、政府といたしましてこれら

の実現に努力していただけるかどうかお伺いいた

します。

第五は、経済の振興開発のために先導的役割を

果たす産業の沖縄への誘致の問題について総務

長官にお尋ねいたします。

沖縄の振興開発を推進する上において大型企業

を果たす産業の沖縄への誘致の問題について総務

長官にお尋ねいたします。

沖縄の振興開発を推進する上において大型企業

を誘致することが必要であります。目下沖縄に

誘致されている産業は、わずかに石油産業だけで

あり、一時進出を計画していたアルミ、造船、弱

電その他産業は、沖縄進出を断念または延期す

る等の動きにあります。このことは、現在の日本

経済の不況ムードにもよりますが、最も大きな原

因は、沖縄において、用水、電力、道路、港湾

等、産業基盤が貧弱であり、しかも金融、税制

かがでございましょうか。

さらに、基地の整理縮小は、基地労働者の雇用

転換、基地関係業者の転業対策、返還される基地

の利用等と並行して進めらるべきであり、これ

の間にズレのないよう総合的に取り上げるべ

きであります。

そこで、

第六に、沖縄の天然資源開発に関する問題につ

いて総理並びに外務大臣にお伺いいたします。

その一つは、尖閣列島の石油資源開発であります。

ですが、尖閣列島がわが國固有の領土であり、沖縄

県に所属することは明らかであります。

しかし

に、同列島における石油資源は、沖縄の振興開発

を推進する上からも、あるいはわが国エネルギー

の確保といふ観点からいたしましても、早急に

解決を図らなければなりません。

したがって、政府はこのよ

うな障害を早急に解決

し、開発を促進すべきではないかと存じますが、

いかがでござりますか。

さらに、沖縄には、天然ガスやコーカル等が豊

富に埋蔵してい

ると言わ

れています。

これが開

発の推進につ

いても政府の御見解を承りたいと存

する次第でござります。

第七に、海洋博開催に関する問題について総理

にお尋ねいたしました。

昭和五十年に沖縄において開催されます国際海

洋博が復帰記念事業として取り上げられる以上、

洋博が復帰記念事業として取り上げられるべきも

のと存じますが、いわゆる関連公共事業について

も、それと同等格の優先事業として格づけし、

それらの総合調整が望まれます。

たとえば空港、

港湾、道路、宿泊施設等の整備拡充は海洋博事業

と一体的に進められるべきものと思

います。

これらに關し、各省庁間の調整はどのようになつて

いるのか伺いたいのであります。

また、海洋博の施設並びに事業内容は、あと利

用が総合的かつ効果的にはかられてこそ、沖縄の総合開発に役立つものと思いますが、準備段階においてどのように考えておられるのか。また、あと利用を博覧会施設のみの利用ということだけではなく、海洋青少年訓練センター、国際海洋研究所等広く地域事業の振興という観点から検討することも肝要であると思います。その際は、民間資金の活用についても総合的に取り上げるべきだと思いますが、これらの方についても政府の御見解を承りたいのでござります。さらに、博覧会事業は、現地の県民感情を含め、いわゆる現地事情を十分参照して企画され開催されるべきものと考えますが、計画準備段階において、どのような方法で現地の声をくみ取られるのかお伺いいたします。

第九に、自衛隊の配備と公用地の収用について
防衛庁長官にお伺いいたします。
復帰後ににおける沖縄県に対し、本土と同様に自衛隊を配備することは当然であります。問題は公用地の収用であります。沖縄の軍用地主は、過去において、安い地代で強制的に土地を収用されたという苦い経験を持つております。公用地の収用にあたっては、この点を十分留意すべきであると存じます。すなわち、土地の収用にあたっては、地主と十分に話し合い、合意を求めることがあります。しかし、賃貸料についても地主連合会の要求に十分こだわるへきであると存じます。この点が満たされると、基地周辺整備に関する問題並びに農民の請求権問題について防衛庁長官にお尋ねいたしました。

は、一日たりとも早く祖国日本へ復帰したいといふことであり、復帰反対または復帰をおくらしてもいいということは一部の主張にすぎないことを、この場ではつきり申し上げておきたいのですが、が将来に持ち越されるようなことがありますからね、政治、経済、社会、すべての面に大混乱が起ることは火を見るよりも明らかでございます。このような県民の立場を考えました場合、議員各位におかれましてもこの際イデオロギーや政党等、おのの立場を乗り越えられまして、返還協定の承認のみならず、国内関係法案の成立に御努力に相なり、沖縄の祖国復帰を一日も早く実現し、沖縄百万県民が、一億同胞のあつたかい激励と支援のもとで新しい豊かな県づくりに邁進でありますように切にお願い申し上げまして、私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

は、一日たりとも早く祖国日本へ復帰したいといふことであり、復帰反対または復帰をおくらしてもいいということは一部の主張にすぎないことを、この場ではつきり申し上げておきたいのですが、（拍手）沖縄百万県民は、政府、民間を問わず、すべて一九七二年復帰を既定の事実といたしまして、これを目標としておのおの準備を整えてきたのであります。かりにも祖国復帰の日が将来に持ち越されるようなことがありまするならば、政治、経済、社会、すべての面に大混乱が起ることとは火を見るよりも明らかでござります。このような県民の立場を考えました場合、議員各位におかれましてもこの際イデオロギーや政黨等、おのの立場を乗り越えられまして、返還協定の承認のみならず、国内関係法案の成立に御努力に相なり、沖縄の祖国復帰を一日も早く実現し、沖縄百万県民が、一億同胞のあつたかい激励と支援のもとで新しい豊かな県づくりに邁進できますよう切にお願い申し上げまして、私の質問を終わる次第でござります。（拍手）

いにより大陸的な問題の解決をはかった上、この地域の石油資源の開発に取り組みたいと考えております。また、天然ガスについては尖閣列島周辺のほか沖繩本島南部にも有望な地区がありますので、政府は昭和三十五年以来琉球政府と協力して調査・探鉱を進めておりましたが、沖繩經濟振興の見地からその開発を積極的に助成してまいりました。次に、国際海洋博についてのお尋ねにお答えをいたします。まず海洋博は、沖繩の自然条件を生かしつつ今後の沖繩経済振興に大きく貢献する事業として推進すべきものと考えます。このよろな観点から海洋博を経済発展に必要な社会資本整備の契機とするとともに、御指摘のとおり、海洋博の施設は単なる一時的な行事にとどめず、今後の沖繩の経済発展に役立つ恒久施設として残し、有意義なあと利用をはかるようにしたいと考えております。また、海洋博を成功させるためには、会場建設とあわせ相当大規模な関連投資を可能な限り一体的にかつ迅速に行なう必要があることは稚嶺君御指摘のとおりであります。このため政府は、関連公共事業を含め海洋博事業の円滑な準備、運営に資するよう、準備の進展に応じ万全の体制を整えていく所存であります。なお、地元の事情をしんしゃくしてまいるべきだとの御意見がありましたが、これも正しい御指摘だと思います。政府といたしましては、御指摘のように、計画段階から海洋博事業の内容、準備、運営等について広く地元をはじめ民間各方面的意見が十分反映されるよう配慮していく所存であります。

以上六点について私からお答えをし、その他は関係大臣からお聞き取りをいただきたいと思います。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

ことにつきましては、これは先般の、本席におきまして申し上げましたが、一点の疑いもないのあります。したがいまして、この島々におきまして石油資源があるといらうよりなことでありますれば、これは、もちろんわが国の手において開発をいたします。また、その領海内におきまして資源があるというよろなことであります。わが国がその開発に当たります。ただ、大陸だなの問題につきましては、各方面からいろいろ着目をされまして、いろいろまあ言い分があるようであります。これらの一言い分に対しましては、いずれの一国の言い分といえども、一国だけの言い分を承認する、そういうことはいたしません。これが国際法の原則でござります。わが国は、関係諸国と協議の上、円満な話し合いでよりましてその開発を進めていく、こういうことを基本方針としていただきたいと、かように考えております。(拍手)

本土税制の恩典等で考えられる限りのものにして、一応の措置をしてみたわけございます。今回の法律の中で租税特別措置等に関連をいたるものとしては、農用地等の譲渡にかかる所得税課税軽減の問題、あるいはまた事業用資産買いの他の都市計画地域内の移動以外は全部この買いの特例、これは本土においては各種の制約がございますが、しかし、沖縄においては、那覇市とかえの特例の対象にしたい、既存企業についても十分に活用してまいりたいと考えております。さらに、減価償却の特例は、中小企業の近代化、構造改善等について十分配慮を税制上もしてありますし、また、地方税の課税免除、不均一課税等によって交付税を中心とする財政上の措置も配慮してあります。なお、特定事業として認定をさせましたものについて、本土企業等においてこれほど積極的に進出をいたします場合には、海外投資資金失準備金というものを初めて——税法上は少しだけ前と実態と合わない感じもいたしますが、沖縄で進出する企業にも適用したいと考えておるわけであります。まあ、これは将来の具体的な構想としてその第一歩を踏み出そうとしております自由貿易地域については、さらに自由貿易地域投資損失準備金というものをもつて、その企業の進出意欲を助けたいと考えておるわけでございます。さらには、沖縄振興開発金融公庫において、これらについて各種融資を低利長期のものをいたしますことはもちろんのことです。

在地主とみなされなければならない方々、これら、まことに万やむを得ない事情の方々がおられますので、これについては本土農地法に見られない特例を設けて、在村地主とみなして、同じ小作地の所有面積について認める措置をとろうといったとしておる次第であります。

さらに、農業災害補償制度の適用については、御承知のとおり、水稻、畜産については直ちに沖縄においても適用することが可能であります。肝心の沖縄の基幹作物でありますキビ、パインの適用になりますと、なかなかここに問題がございまして、幸いにして、パインについては、現在の果樹共済と呼んでおりますものの中での実行ができるのではないかということで、この方向でいま検討しておりますが、キビについては、地域特産物についてどのような掛け金と給付、そしてその仕組みを全国的な規模としてとらえるのか、あるいは地域的共済を国が行なうことがはたして可能なのか、再保險制度の中で取り入れていいべきなのか等について、なお検討の余地がありますが、しかし、干ばつ、台風等において、現在のまままでありますと、農家の人々は、生産者価格を幾ら高められても、いわゆる工場に売り渡すキビそのものによって収入が補てんされない現状が明瞭に出でておりますので、どうしても農家の人々に対して、この基幹作物に対する非常の場合の收入補てんという制度が考えられなければなりませんので、これも十分に積極的に検討してまいりたいと考えておるところであります。(拍手)

○國務大臣江崎真澄君登壇、拍手

会期の途中に、にわかに防衛庁長官に任せられました。よろしくお願いをいたします。

さて、御質問の第一点でありまするが、自衛隊の配置については御理解を示していただきまして、たいへん感謝申し上げるのでありまするが、米軍の基地、自衛隊の基地、その他公共用関係の土地の契約については地元と十分配慮をするよう

に、これはまことに当然なことでありますて、今まで必ずしもこの賃貸料につきましては適正であります。したがいまして、沖縄においては、アメリカの要求を十分参照して、期待に沿えるような措置を講じたいと思います。そればかりか、今後この賃貸借関係は防衛施設庁において行なうわけであります。これは、本土におきまして施設庁もだんだんなればありますやはり新たに施政権が戻ってまいります沖縄県において個人の重要な土地を契約するというような話につきましては、慎重の上にも慎重に十分ひとつ配慮をするようになります。これは、本土におきましては、施設庁長官に、前線でこの交渉に当たる者の顔がいわゆる祖国の顔に見えるし防衛庁の顔に見えるんだぞ、だから特訓を施しても、十分地元の意向をくんで話し合いかができるよう、きめこまかに措置するようにといふことを重ね重ね申しておるようになります。

第二点の請求権の問題でありまするが、講和前の人身損害補償で実情とかあるいは氏名等がはつきりわかつておりますその補償漏れの事案につきましては、人道上の問題もありますので、今回特に見舞い金を支給することができるよう立法措置を行ないました。その他のいわゆる講和前の補償漏れ事案にかかる請求につきましては、復帰後、一々実情を調査いたしまして、すみやかに適切な措置を講ずる所存であります。そしてまた、もし必要がある場合は立法措置でこたえていく、こういう形にしたいと思っております。

なお、講和前に形が変更され、復帰前に返される土地の復元措置の問題、これにつきましては、返還協定の第四条二項及び三項を適用して米側が処理することになつております。復帰後のものにつきましては、当然、十分の補償ができるよう、これまできめこまかに手配をいたしたいと思います。

第三点は基地周辺の整備についてでありまするが、これは各位の御協力によりまして、本土においては、それは各々の御協力によりまして、本土にお

きましてもだんだん整備が思うように進んでおります。したがいまして、沖縄においては、アメリカ施政権下においては、この整備が思うにまかせなかつた、このこともありまするので、今後は十分ひとつ積極的にこれらの問題を取り組みたいと思います。しかし、実情がつまびらかであります。とりあえず来年度におきましては調査をいたしますする一方、緊急のものとして、すでに明らかになつておられます道路の改修であるとか、河川の改修でありますとか、学校の騒音防止の問題であるとか、こういふものについては、概算要求でありますするが、十億六千万程度のものをいま求めたしております。しかしながらとても十分な追加の方向で努力をしてまいる予定であります。なお、大事な点は、沖縄の財政基盤等が非常に本土と違いまして貧困なものもありますので、なお今後ひとつとしては、市町村だけでなく、沖縄県 자체を含めこの際、基地周辺の民生安定、施設の助成の対象としては、市町村だけではなく、沖縄県自体を含めまして、補助率も十割とするような考え方で手配をしてまいる予定であります。

以上お答えいたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 川村清一君。

〔川村清一君登壇、拍手〕

○川村清一君 私は、日本社会党を代表して、沖縄返還協定に関連する国内法案について、総理並びに閣僚大臣に対して質問をいたします。

衆議院沖縄返還協定特別委員会において不當不法にも強行採決された十一月十七日、琉球政府屋良主席は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔いを残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方をここに集約し、県民を代表し、あえて建議をするとして、建議書を携行、上京したのであります。屋良主席上京の日程は、政府・自民党は知っていたはずですが、それにもかかわらず、口を開けば、沖縄県民

の声を聞き、平和な豊かな沖縄県をつくり、県民をあたたかく本土に迎えると言つて、佐藤総理、総裁が統率する自民党は、議会制民主主義を破り、屋良主席の建議には一片の耳もかさずに強行採決を敢行したのであります。このことは、沖縄県民をして本土政府並びに国会に対し、いかに大きな不信感をいだかせる結果になつたか、はかり知れないものがあります。(拍手)その意味で、は、その後琉球政府の建議書をお読みになられた総理の責任はきわめて重大であります。私どもは絶対に容認することができない。この際、総理の政治責任を明確にしていただきたい。なお、佐藤総理は、その後琉球政府の建議書をお読みになられたか、お読みになつたら、それにに対する御見解をお伺いしたいのであります。この際、琉球の政治は、封建の時代には島津藩に奪奪され、明治以来は本土と違いまして貧困なものもありますので、なほ今後ひとつとして、市町村だけではなく、沖縄県自体を含めまして、補助率も十割とするような考え方で手配をしてまいる予定であります。

以上お答えいたしました。

から心配がないとか、独立国である以上、國を守るために、自衛隊の配備は当然であるとの政府の論理は、沖繩の心には通じないのであります。この点、佐藤總理はどのように評価されるか、御用解を伺います。

私は、反戦平和を貫く沖繩の心を心として、まず公用地等の暫定使用に関する法条に対し質問いたします。

今日、米軍が使用している基地面積は、沖繩の全土の面積比一四・八%、沖繩本島の面積比は実に二七・二%にも及ぶ膨大なものであります。その大部分は米軍が沖繩占領の初期に住民を取容所に強制収容し、その間に好きかつてに取得したものであり、さらに朝鮮戦争を契機にして、沖繩基地建設が本格化すると、一九五三年から五五年にかけて銃剣を突きつけ、ブルドーザーでならし、県民から強奪したものであり、ポツダム宣言に規制せられた占領目的に違反し、しかもその手続において土地所有者に法的に争う道を一切認めない不法なものであります。したがって、施政権が返還された時点で、これらの土地が所有者に戻されることは当然であり、もし継続使用を望む場合は、土地の所有者及び関係人との間に任意に協議をし、契約を結ぶべきであります。しかるに、本法律案は、現在どおり米軍に使用させるため、政府は基地用地を強制的に取り上げ、しかも五年間の長期にわたり米軍をそのまま居すわらせようとしており、さらに米軍基地ばかりか、復帰後、沖繩に配備される自衛隊の土地使用についても強制使用をしようとしているのであります。一九五三年、講和発効の場合、本土においても米軍基地の使用継続をはかつて、土地使用、米軍特別措置を制定したが、この場合は、六カ月をこえない期間として限定したのであります。本土の場合は、一時使用の期間が六カ月であるのに対し沖繩は五年、ことは明らかに米軍の行なった沖繩土地収奪の違法性、不当性を引き継ぐことであり、五年もの长期にわたり有無を言わせず強制収用を許すこと

は、暫定使用の名のもとに土地強奪を合法化し、よりうとするものであり、県民の基本権を不當に侵害するものであります。

さらに、自衛隊の土地収用については、安保条約の地位協定に基づく米軍への基地提供とは全く異質のものであり、本土においては、自衛隊の用地使用には土地収用法の適用がなく、現行法のもとでは強制収用は許されない。自衛隊法百三条による防衛出動の場合のみに限つて認められているのであります。したがつて、本土においてはできない自衛隊用地の接收を、復帰に伴り暫定措置として、米軍基地使用に便乗して土地収用を強行しようとすることは、許されることではありません。

しかも、復帰後の沖縄と沖縄県民のみに適用されるという特別法であることは、沖縄県民のみに差別をつけ著しい不利益を与えることであり、不当であります。さらに、その手続は、本法の施行前に告示し、施行後は通知することによって権利が取得されることになつておらず、現行法にいまだその例を見ないものであります。結論的にいって、本法律案は明らかに憲法第九条、十四条、二十九条、三十一条、三十二条、九十五条に違反する疑いがあり、軍事目的優先と国民基本権の抑圧であると断ぜざるを得ません。したがつて、このような戦後立法史上かつて例を見ない悪法は直ちに撤回されることを要求し、總理並びに防衛廳長官の御見解をお尋ねします。(拍手)

次に、復帰に伴う特別措置法並びに沖縄振興開発特別措置法を中心に関係大臣に質問いたします。

人権の尊重を要求する沖縄の心は、社会保障の確立した豊かな生活を希求し、今日まで二十六年間にわたつて米軍の支配によつて受けた非人道的な人権の侵害に強く抗議し、人的、物的な損害の補償を要求し、不当な裁判に対しても、日本国憲法のもとにおける公正、平等な裁判を受ける権利を主張しているのであります。

沖縄返還協定第四条で、日本国及び日本国民の

すべての請求権を放棄したが、直接の被害者である沖縄県民の意思を退け、県民固有の権利を放棄した政府の態度に対し沖縄県民は強い怒りを表明しております。国際法上の原則に従えば、施政権者である米国は、施政権の返還にあたり当然原状回復の義務を負うべきであります。にもかわらず、責任を回避し、日本政府は、これに対して法的承認を与えたことは、県民の基本的人権の回復と補償を要求する沖縄県民に対する挑戦であり、国際信義にも反する米国政府の行為を認めた政府の政治的、道義的責任を強く指摘せざるを得ません。(拍手)

対米請求権の放棄に伴う債務性補償の具体的措置については、当然復帰に伴う特別措置法に明文化して國が責任を負うべきであります。しかるに、一部を除いてはほとんどの部分について譲じていなきことは容認できない。したがつて、対日平和条約の発効前及び発効後、施政権返還までの間、米国の施政権下において沖縄県民がこうむつたすべての損害について、國の責任において補償するための必要な特別立法を講ずべきであります。その用意があるかどうか、政府の見解を明らかにしていただきたい。

返還協定第五条は、米施政権のもとに行なわれた裁判の効力について、民事、刑事とも原則としてそのまま有効として承認し、日本国がその効力を引き継ぐ旨を規定し、この引き継ぎには、米民政権及び琉球政府の裁判が下した確定判決の執行も含まれております。米施政権下の裁判の効力をほんんど無条件に近い形で認めることであり、沖縄県民を含めた日本国民の肯定することのできないものであります。本協定の先例ともいるべき奄美返還協定においては、民事判決は、公序良俗に反しない限りこれを認めることとし、刑事判決についてはその効力を否定し、返還後、服役

滑に行なわれることを期待することはあわめて当然でありますて、このよきな期待の表明をもつて内政干渉と言うのは当たらないと思ひます。大統領と別に密約などはございません。はつきり申し上げておきます。（拍手）

〔國務大臣江崎眞澄君登壇、拍手〕

○國務大臣（江崎眞澄君）　お答えを申し上げま

ただいま自衛隊の配備につきましては佐藤總理からも詳細の答弁がありましたが、全く沖縄のある特殊な存在、しかも戦中、戦後ににおける事情等を勘案いたしましては、自衛隊に対する理解がなしだけに、特に何となく旧軍のイメージがこの上に重なり合ってしまう、か、このことによつて、

は重ねてお尋ねの事かと思いますが、このことは、これまで解してもららべく、そのほんとうの姿を理解してもららう努力を今後も継続的に積極的に続けてまいりたいと思います。とともに自衛隊の任務はその土地の住民の全面的な協力がなければ効用を発揮できるものではありませんので、粘り強く説明をしてまいりたいと思います。

て沖縄県に配備されることは憲法違反ではないか、こういうお尋ねがありました。が、憲法違反とは思いません。自衛隊がその任務といたしておりますところは、民生の協力であり、あるいは災害派遣であります。最も本質的な任務は局地の防衛であります。主権が日本に戻つてしまりまする以上、沖縄県に主権が存在いたします以上、当然この防衛を確保することは自衛隊の任務でありまして、いわゆる憲法二十九条三項にいう公共のためのものであることは言うまでもありません。したがつて、このような自衛隊が沖縄の復帰に伴い、この法律に基づいて土地等を使用することとは、他の公共用地等における場合と何ら異なることはないのです。自衛隊の土地等の使用について、憲法に違反する疑いがあるということはございませんので、重ねて申し上げます。

この土地の話し合いにつきましては、先ほど締
嶺議員にも答弁を申し上げましたように、十分運
用の面において配慮をいたしてまいりたいと思いま
す。大部分の地主とは円満に話し合いが妥結す
るものと確信をいたしておりますのでありまするが、
多數の地主の中には、海外に移住された方、ある
いは居所の不明な方等もありまするので、そういう
場合、もしも契約ができるないというようなことが
あって、一日もゆるがせにできないこういった問
題の遂行ができなくては困りまするので、暫定使
用法を御提案を申し上げたわけでありまするが、
あくまで話し合いを続けてまいりたいと思いま

〔國務大臣福田赳氏天君登壇、拍手〕
かではございません。〔拍手〕
えしたとおり、はつきりしておりまするもの
いては、一時金、見舞い金を人道上の問題と
お出しすることにきめておりますが、復讐
なお実情を詳細に調査いたしまして、この結果
いたしてまいりたいと思います。それに立法
要があれば、もちろん立法措置をとののにあ
る

○國務大臣（福田赳夫君）なぜ対米請求権を放棄したのか、こういうお話をござります。対米請求権は全部放棄したわけじゃございません。アメリカの法令、また沖縄における布令、これに基づく損害賠償は、これはアメリカ政府がこれをとり行なうと、こういうふうにしてあります。なお、その他法令上の根拠はありませんけれども、いわゆる復元補償、また那覇軍港の海没地の補償、こういうのもアメリカがやる。しかし、これで全部済んだかというと、済んでないのです。これはまあ無数のいわゆる請求権といわれるものがあります。これらはその実態を把握しませんと、これが権利として成立するものであるかどうかわからぬ。その実態を精査いたしまして、ただいま防衛省長官が申し上げましたとおり、適正な処置、つまり予算で片づくものは予算で片づける。しか

し、これは法律を要するような重大な問題である、こういう問題につきましては、立法いたしまして御要請にこたえたいと、かように考えております。

次は民事、刑事の裁判権を、これを引き継ぐことにしてはどうかと、いろいろお話をあります。これはやり直しをするということにしますが、いまの沖縄の状態から見ますと、民事、刑事、きわめて多数の問題がありまして、混乱が生ずる。こういうような見地からやり直しはいたさない、こういうふうにいたしたいわけです。たゞつけ加えますが、沖縄の司法制度、これはかなり進んだものです。近代的な体系を整えてお

る。こういうふうに見ておりまして、御安心願つて差しつかえないんじやないか、かように考えます。

ると解していただきたいというお答えをいたしました
して、御答弁といたします。(拍手)
【国務大臣山中貞則君登壇 拍手】
○国務大臣(山中貞則君)　沖縄振興開発審議会の
委員の構成について二分の一以上沖縄県民をもつ
て構成さるべきであるという御見解については、
私も傾聴すべき御見解であると思いまするし、また
衆議院において、すでに学識経験者六名の原案
を十一名に修正して、総数二十五名が三十名に変
更になりました。法案自体が変わりました。した
がつて、これは各省庁に關係することが非常に多
うございますので、十三名を各省庁から出すこと
になつておりますことに對するバランスの問題
でもございましょうから、それについて学識経験
者を十一名に増加いたしましたことについての沖
縄県側の代表については、十分の記憶と、こゝに

いと存じます。原案の段階においても、本来は知事と県議会議長とが代表となるべき一つの定型があります。しかしながら、今回の場合では市町村長代表を二名、市町村議会議長代表を二名という構成で配慮はいたしましたつもりでありますけれども、ただいまのような御意見がございまして、衆議院でも修正されたわけであります。十分配慮してまいりたいと存じます。

務その他他等が処理されております。これが復帰後になりますて、熊本とか、あるいは福岡とか、本来のプロック機関の存在するところまで出かけていかなければ仕事が片づかないようになつたら、やはり沖縄県民の皆さんにとつては、たいへん日 常の行政事務の上で困難であろう、困難な事態になるであろうということを配慮いたしまして、なるであります。ところは絶対にないということを確認した上で、もっぱら沖縄県民のために総合事務局をつくるものでありますので、その点は御理解を賜われば幸いと存じます。

なお、琉球政府の長期経済計画によつて、十年後に沖縄においてはアメリカ軍の基地はなくなるという、そういう前提がなされておるがどう思つかといふことであります。実はこれは非常な難問であります。極東情勢、國際情勢が、あるときにはきわめて急激に緩和の方向に向かい、また局地的には紛争も起ころうといふこの國際情勢の中で、十年後にアメリカ自身が今日取得しておるところの軍用地がどうなるかという問題は、私どもとしては琉球政府の計画の前提となつておることが、すなはち十年後には基地がなくなる事態といふことになります。

も、しかし、それについていまここでどう思うかと言わざるを、それを具体的に、十年後にはアメリカ軍の基地はなくなっているでしょうと明言される立場はないし、その現在の時点にはないということを御理解を賜りたいと思ひます。

さらに、四十七年度の、すなはち来年度の振興開発計画に基づく振興開発金融公庫の資金という問題がございました。現在、琉球政府の五特別会計並びに民政府の開発金融公社、あるいはまだ大衆金融公庫等をこれに吸収することにいたしておりますが、本年度の一九七一年度のこれら貸し付け計画では約二百億でございますが、さらにこれを開発銀行その他の金融機関の性能を付加したものにいたすことにも当然原因がござりますけれども、しかし、全体としての来年度の貸し付け契約については六百二十億ほどの予算要求をいたしております。もちろん、条件は本土のいかなる条件よりも低利もしくは長期といふものを組み合わせて、当然沖縄の振興に積極的に役立ち得るものとしての内容をいま整えようと努力をしておるところをごぞいます。

さらにもう一つの柱をつくるにあたつての注意すべき自然破壊、あるいはまた公害等の問題は、これは当然に配慮をしなければなりませんし、また、海洋博覧会を行なうにあたりましても、これは單行なつてあと取り払ういろいろなことではなくして、沖縄県民のための、沖縄の観光立県の拠点にして残さなければならぬ、そういうレナアウトをしなければなりませんし、また積極的に、世界が競争するであろう海洋開発の拠点にもこの海洋博覧機として沖縄を位置づけたいということを念願しておる次第でございまして、御注意の点は十分——直接の監督する立場にもございませんが、琉球政府と連絡をとつて努力をしてまいりたいと存じます。（拍手）

（外）号報

官

○議長（河野謙三君） 外務大臣から答弁の補足があ

あります。外務大臣。

○國務大臣（福田赳氏君） 尖閣列島に関連いたしまして、日中間の大陸的なはどういうふうな関係になるのか、こうしたことについてお答えを落としましたので、つけ加えます。

そこで、この大陸的な問題につきましては、おそらく中國がまあ何か申し入れをしてくると、こういうようなことが起つてくると思います。政府におきましては、かねてから申し上げておりますとおり、日中間の国交の開拓はこれは歴史の流れである、まつ正面からこれに取り組みますと、こういうふうに言つております。そこで、具體的にこれをどういうふうに展開していくかといふことはありますと、どうしてもこの政府間交渉を始めなきやならぬ、こういうふうに考えておるのであります。この大陸的な日中間の問題、これはその政府間交渉の過程において解決をすること、そういう考え方であることをお答え申し上げておきます。（拍手）

○議長（河野謙三君） これにて一時間休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

○副議長（森八三一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
質疑を続けます。内田善利君。

〔内田善利君登壇、拍手〕

○内田善利君 私は、公明党を代表して、先般趣旨説明のありました沖縄関係法案について、総理並びに関係大臣に対し若干の質問を行なうものであります。

言つまでもなく、沖縄返還は七〇年代の重要な課題であり、二十数年間異民族支配下にあった沖縄百万県民はもちろん、本土一億国民にとって長い間の悲願でありました。しかるにその間、沖縄県民の生活は苦闘と忍耐のものであつたと言つて過言ではありません。

そこで、まずお伺いたいことは、総理の言ふ豊かな平和な沖縄とは、基地の存在を含めて言つているのか、将来は基地もなく戦争の危機を払拭した上でのものなのかということです。

御承認のとおり、現代世界の核の存在は人類の存亡にかかる重大な脅威となつておりますが、沖縄はアメリカの核戦略上の重要拠点となつてしまつて、今日までの政府の答弁では、県民の不安をぬぐい去ることはできないのであります。沖縄県民の切なる願いは、核のない、基地のない、すなはち戦争の二度とない平和で豊かな沖縄の復興であり、復興であります。総理の言ふ豊かな平和な沖縄とはどの程度を言つているのか、その目標を明確にしていただきたい。そして、先般、衆議院において決議された非核決議及び基地縮小決議などのように具体化されるおつもりなのか、この二点について、まずお伺いして本論に入りたいと思うのであります。

質問の第一は、憲法第九十五条と沖縄復帰関連法案との関係についてお伺いいたします。沖縄復帰関連法案は、憲法第九十五条に該当する地域特別立法であり、したがつて、沖縄県民の住民投票によって過半数の賛成を得なければ法律を受け、国家行政権力の不当な介入から自治権を守らうとするものと考えるのであります。憲法第九十五条は、第九十二条の地方自治の本旨の規定を受け、憲法第九十五条が「一の地方公共團體」という表現構成をとつてることから、沖縄連邦法案が、沖縄県、沖縄の市町村の機能、組織、運営に格別の制約を加えるものではなく、し

いといふ解釈はあまりにも形式的であつて、当を得ないのであります。一つの地方公共団体の自治権を侵犯しないということは、とりもなおさず、特定地域住民の福祉をそこなわないことであり、固有の権利を侵害しないことにはなりません。

ましてや、特別法の権利義務の承継の中に、はつきりと琉球水道公社、下水道公社の財産その他の権利は沖縄県が承継するとあります。沖縄県が、いわゆる憲法第九十五条でいう地方公共団体であることには明確に打ち出されているではありませんか。したがつて、憲法第九十五条に該当することを成立要件とすべきなであります。また、現時点において住民投票を時間的に困難とするならば、返還時には関係法案を暫定的な措置としておき、返還後にあらためて住民投票を行なうべきであります。政府が沖縄県民の意思を尊重するかの姿勢の問題であり、また、憲法に触れる基本的な問題でもあります。政府の見解を明らかにされたいのであります。

第二には、沖縄基地と自衛隊配備問題についてお伺いいたします。これらの関係法律案は、沖縄返還協定第三条及び了解覚書、そして久保・カーチス協定が前提となつておりますが、これらはまた、一昨年十一月の日米共同声明を基礎としているのであります。しかるに、この共同声明は、当時の冷戦体制下の情勢分析のもとに行なわれたものであり、極東における沖縄の米軍基地の重要性及び韓国、台湾の安全とわが国との関係の緊要性をそのまま認め、その上、事前協議事項の骨抜きさえ示唆しているのであります。このような前提のもとに提出されたこれらの法律案は、現実の世界情勢とマッチせず、佐藤内閣の言ふ平和を訴え、冷戦体制の解消を志向する政策とは全く矛盾するものと思うが、これについての総理の見解を伺いたいのであります。

次に、総理は、今国会の所信表明において、沖

繩軍用地の継続使用が返還の前提となつてゐると言明し、また、米上院外交委員会の報告におきましても、これら法案の成立するまで批准書に調印しない旨があるのであります。これは明かに沖縄返還と安保条約のワクを越す沖縄基地の確保との取引が行なわれたことを示すものであり、国会の審議権を無視した内政干渉であり、戦後二十数年間にわたり米軍基地の支配下にあつた沖縄県民の意思を踏みにじるものとしか思えないのであります。さらに、公用地等の暫定使用法案は、暫定使用の名のもとに、五年間もの長期にわたり軍用地等の強制使用を認めようとしているのは、本土並み返還と言ひながら、憲法上から見ても、はたして本土に復帰するとは言ひ得ない面があるのであります。すなわち、本土では、かつて六ヵ月暫定使用を認めたのに対し、沖縄の基地のみ五年間の長期にわたることは、憲法第十四条の法のもとの平等に反し、一方的かつ強制的に使用することは私権に対する不当な侵害で、憲法第二十九条で保障された財産権を侵すものであり、さらに土地強制使用の手続面の不備は、同三十一條に規定する法定の手続の保障を侵害すると思われるのであります。これらの憲法上の問題については、琉球政府の建議書、日弁連の要望書等においても指摘しているところであります。これについての見解を伺いたい。

なお、この法案は、米軍基地、自衛隊基地及び公共用地と、性格の異なるものをひきくるめて強保・カーチス協定により、派遣される自衛隊の用地については、米軍用地及び公用地と違つて、

継続使用ではなく、新規使用であるので、法的にも暫定使用を認める根拠は全くないと思うのであります。さらに自衛隊が土地を強制収用し得るのは自衛隊法第百三条の防衛出動の場合のみであ

り、土地收用法によつても、同法が昭和二十六年

明言し、また、米上院外交委員会の報告におきましても、これら法案の成立するまで批准書に調印しない旨があるのであります。これは明かに沖縄返還と安保条約のワクを越す沖縄基地の確保との取引が行なわれたことを示すものであり、国会の審議権を無視した内政干渉であり、戦後二十数年間にわたり米軍基地の支配下にあつた沖縄県民の意思を踏みにじるものとしか思えないのであります。さらに、公用地等の暫定使用法案は、暫定使用の名のもとに、五年間もの長期にわたり軍用地等の強制使用を認めようとしているのは、本土並み返還と言ひながら、憲法上から見ても、はたして本土に復帰するとは言ひ得ない面があるのであります。すなわち、本土では、かつて六ヵ月暫定使用を認めたのに対し、沖縄の基地のみ五年間の長期にわたることは、憲法第十四条の法のもとの平等に反し、一方的かつ強制的に使用することは私権に対する不当な侵害で、憲法第二十九条で保障された財産権を侵すものであり、さらに土地強制使用の手続面の不備は、同三十一條に規定する法定の手続の保障を侵害すると思われるのであります。これらの憲法上の問題については、琉球政府の建議書、日弁連の要望書等においても指摘しているところであります。これについての見解を伺いたい。

なお、この法案は、米軍基地、自衛隊基地及び公共用地と、性格の異なるものをひきくるめて強保・カーチス協定により、派遣される自衛隊の用

地については、米軍用地及び公用地と違つて、

継続使用ではなく、新規使用であるので、法的にも暫定使用を認める根拠は全くないと思うのであります。さらに自衛隊が土地を強制収用し得るのは自衛隊法第百三条の防衛出動の場合のみであ

り、土地收用法によつても、同法が昭和二十六年

に提案された趣旨から、不可能と解釈するのが当然であり、沖縄においてのみこのよくな特別な措置を講じようとしているのは、明らかに妥当性を欠くものと思うが、この点についての見解を伺いたい。

次に、沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案において、沖縄における講和前人身損害の補償漏れについて見舞い金の支給をきめていますが、これは、あくまでも権利としての正当な復讐ではなく、米側が布令六十号により行なつてきた恩恵の措置を引き継いだものであり、しかも、その他の請求権問題については、政府は何らの措置も講じていないのであります。長期にわたる米軍支配により沖縄県民が受けた損害は広範多數、かつ、ばく大なものといわれ、これに対する政府の明確にして具体的な方針が示されるべきであるとともに、琉球政府の建議書に要請されている沖縄の復帰に伴う沖縄県民の対米請求権処理の特別措置等に関する法律の制定についての政府の見解を伺いたいのであります。

第三に、沖縄の開発についてお伺いいたします。

これらの問題をこのまま放置すれば、学校や生

活関連施設などの公用地・公共用地の取得に悩む

本市の失政を沖縄において繰り返すこととなるのであります。振興開発を円滑に推進し、百万県民の福祉の増進をはかるためには、まず土地の利用計画を確立することが重要な条件であり、地価公示制度、用地の先行取得などの施策を強力に実施する必要があります。本土の愚を沖縄にしことのないよう政府の強力な施策を求めるものであります。その見解を伺いたいのであります。

次に、沖縄の水資源についてであります。沖縄におきましては、今回の大雨によってあらためて水不足の問題が大きくクローズアップしてまいりました。古来、人間にとつて水は命の根源でもあり、生命の維持の上にも不可欠のものであります。しかし、沖縄においては、その大切な水すら米軍基地によりほとんどが奪われているのであります。人間生存の最低限度必要な水資源すら基地によって奪われている。このような異常な現状の上に起ころる水不足問題は、まさに天災ではなく、人災であり、政府の責任以外の何ものでもないであります。この責任を政府はどういう根柢的な解決策をもつていつまでに解決しようとしているのか、総理の誠意あるお答えをいただきたいのであります。

次に、沖縄振興開発金融公庫法案についてであ

ります。沖縄における過密過疎の現象は、むしろ本土より激化しております。八重山、宮古、先島をはじめ、沖縄本島北部などの過疎化は著しいものが、反面、那覇市を中心とする本島中南部の都市地域の人口集中とスプロール化は激しいものがあります。また、すでに本土企業の乗り出しによる悪質な土地買収が行なわれております。本土においても、都市やその周辺の土地が異常騰貴する大きな原因の一つに過度な土地投資があることは周知の事実であります。政府はこの悪質土地買い占めに対してもどのように考へているのか、伺いたい。

これら問題をこのまま放置すれば、学校や生

活関連施設などの公用地・公共用地の取得に悩む

本市の失政を沖縄において繰り返すこととなるのであります。振興開発を円滑に推進し、百万県民の福祉の増進をはかるためには、まず土地の利用計画を確立することが重要な条件であり、地価公示制度、用地の先行取得などの施策を強力に実施する必要があります。本土の愚を沖縄にしことのないよう政府の強力な施策を求めるものであります。その見解を伺いたいのであります。

最後に、教育問題についてお伺いいたします。

言うまでもなく、教育はただ単に知識を与えるものではありません。次代をになう青少年の人間形成、豊かな人間性の高揚がその主たる目的であります。そうした教育本来の趣旨が生かされるためには、現場の教職員、父兄、行政当局が一体となって初めて可能なのであります。その基本とも言ふべき教育行政制度につきましては、現在、沖縄では三者が一体となつて教育委員会公選制を持しているのであります。これは琉球政府の出しました「復帰対策要綱の教育行政制度に関する要請」にも明らかなどおりであります。

そこで、まず第一にお尋ねしたいことは、沖縄が異民族支配下の苦惱の中に自力で築き上げてきたこの公選制をなぜ無視し、行政ベースの本土並みというにしきの御旗を振りかざすのか、本土並みの返還である以上、当然教育制度も本土並みであるべきだという政府の単純な形式論では、沖縄の教育は本当によくならないのです。二十数年間の公選制の歴史と重みと、沖縄教育界の努力と成果をどのように評価されているのか、総理にお伺いいたします。

第一には、教育は本来政治権力に左右されることであつてはならないのは当然の理であります。

それを本土におきましては、行政の一方的な都合により、去る三十一年の強行採決という暴挙により、国民及び教育界の声が踏みにじられたのは

官 報 (号 外)

記憶に新たなところであります。わが党は、教育行政の民主化、教育行政の地方分権化、教育行政の独立の三原則から見ても、公選制こそ理想的な制度と考えます。わが党は、しいたげられたその中で築き上げてきた公選制こそ、沖縄の財産であるのみならず、日本全体の財産であると考えます。総理はどのようにお考えになつてているのか、お伺いしたいのであります。

第三には現在洋経では、教育長、父兄、行政府と三者一体になつた理想的な教育が行なわれておりますが、もし本土並みといふことで、現在本土に見られる教職員と行政の対立といふ悲しむべき事態が起らぬといふ保障はどこにもありません。万が一そのような事態が起つたとき、その責任をどうされるおつもりか。以上の点につき、総理の血の通つた明確なる御答弁をお伺いしたいのであります。

以上をもって私の質問を終わります。（拍手）
〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕
○国務大臣（佐藤栄作君）お答えをいたします。
復帰後における沖縄経済開発につきましては、

新全國総合開発計画を改定するとともに、沖縄振興開発特別措置法案に基づいて沖縄振興開発計画を策定し、産業の育成振興、道路、港湾等社会資本の充実、水資源、電力その他エネルギー資源の

開発、県民福祉の向上、職業の安定、教育文化の振興、観光開発等について総合的な施策を推進する方針であります。そして本土との格差をすみやかに是正するとともに、沖縄の地理的、自然的特性を生かした振興開発をはかつてまいりたいと考えております。

その次に、衆議院においてすでに採択されました
た非核決議並びに沖縄米軍基地縮小決議について
のお尋ねがありましたので重ねて決意を申し述べ
たいと思います。政府は、非核三原則を順守する
ことをあらためて厳粛に声明するものであります
。また、返還時に沖縄の核抜きがさらに明らか
となるよう適切な措置を考究したいと存じます。

核の持ち込みに關しては、本土、沖繩を問わずこれを拒否することにつきましても重ねて確認いたします。

沖繩における米軍基地の整理縮小につきましては、復帰後すみやかに実現できるよう今日からこの問題と真剣に取り組む方針であります。したがつて、この問題についての具体的計画につきましては、いましばらく時間的余裕をいただきたいと思います。

次に、関連法案について住民投票すべきではないかとの御意見がありました。沖繩の復帰に伴う特別措置法案は、沖繩の本土復帰という特殊事態に対応して、復帰時の法秩序の急激な変動を避けつつ漸次本土の法制度のもとに移行させるための経過的な措置を定めたものであります。沖繩の地方公共団体の組織、権能等について新たに本土と異なる特殊な制度を設けようとするものではありません。したがつて、憲法第九十五条にいう特別法に当たらないばかりでなく、これらの法案については、その立案の過程で琉球政府と十分意見を調整し、また関係者の意見も伺っておりますので、これに基づく住民投票はもとより、これに準ずる何らかの投票をあらためて行なう必要はないものと私は考える次第であります。

一昨年の私とニクソン大統領との会談における共同声明は、当時の双方の認識をあらわしたものであります。その当時と今日では国際情勢にかなりの変化があることは申すまでもあります。政府としては、常に国際情勢の変化を的確に把握し、これに柔軟に対処して、國益をそこなわないようつとめていることを特に申し上げておきます。

次に、国内関連法案の成立が批准の条件だといふ米側の言い分は内政干渉だとの御意見がありました。これにつきましては、すでに社会党の川村君にもお答えしたとおりであります。私は内政干渉とは考えておりません。米側が、現在沖繩において施政の責任を負っていることから、返還

協定の定めるとおりに円滑なる施政権の移転を期待することはしごく当然であり、そのことをもつて内政干渉と言うのは当たらないと考えます。沖

繩の復帰を円滑に実現するため、現在御審議を願っている連関法案が今会期中にぜひとも成立するよう、この機会に重ねて御協力をお願いする次第であります。

公用地等の暫定使用法案が憲法違反の疑いがあるのではないかとのお尋ねであります。衆議院の特別委員会で政府側から繰り返しお答えいたと

おり、憲法違反の疑いはないものと確信をしております。すなわち、この法律は、沖縄における公用地等のために必要な土地等の暫定使用について

特別な措置を定めたものでありますて、憲法との関係も十分配慮しておりますので、御指摘の憲法各条に違反することはあり得ないと考えております。

また、自衛隊の各種任務は、憲法第二十九条第三項にいうところの公共のためのものであることは申すまでもありません。したがって、自衛隊

が、沖縄の復帰に伴い、この法律に基づいて土地等を使用することは、他の公用用地等における場合と何ら異なるところはなく、自衛隊の土地使用に

ついて憲法に違反する疑いがあるということにはならないと考えるものであります。

沖縄県民の請求につきましては、このうち米国

政府が実現するものとなるもの以外の請求については、復帰後、実情調査の上、実情に応じて適切な措置を講ずる所存であります。立法の必要があれば、その措置を講ずることも検討いたします。

次に、沖縄においては基地が広大な地域を占めていることは御指摘のとおりであります。したがつて、政府としては、今後とも沖縄現地の要望

を十分念頭に置いて基地の整理統合に取り組みつつ、沖縄の振興開発と県民の福祉の向上に努力し、豊かな沖縄県づくりをはかりたいと考えてお

一
四

次に、沖縄金融公庫は一本化により大企業優先にならないかとの御心配ですが、そのようなことはありません。沖縄振興開発金融公庫は、本土における日本開発銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、公害防止事業団、船舶整備公團の一銀行、六公庫、一公團、二事業団の融資相当業務を総合的觀点から一元的に行なうものであります。が、各業務ごとに区分して資金需要を算定し、これに必要な財政措置を行なって貸し付けをしてまいるので、一本化による大企業優先のおそれはないと考えております。

最後に、教育問題についてのお尋ねにお答えいたします。

内田君は、沖縄の教育委員の公選制をこのまま残すべきではないかとの御意見であります。私はそのようには考えません。私も從来沖縄の教育委員会制度は、米国の施政権下にあって、日本国民としての教育を行なう上で意義があつたことは十分高く評価しておりますが、本土に復帰した後は、他の都道府県と同様の制度にすることが望ましいし、また必要であると考えます。

次に内田君から、復帰にあたり本土も公選制を採用せよとの御意見がありましたが、私はこのようないくには賛成いたしません。本土の教育委員の任命制は、公選制から任命制に切りかえたいきさつもあり、また、直接住民から選挙された地方公共団体の長が、同じく直接住民から選挙された議員でもって構成されている議会の同意を得て任命するものであつて、民意が十分反映された民主的な制度であります。沖縄の復帰を機会に公選制に改める考えはありません。

なお、制度の切りかえにあたっては、その切りかえが混乱を生ずることなく円滑に行なわれることが必要であり、このため、現在の沖縄の教育委員の任期等を考慮した経過措置を講ずることとしております。いずれにせよ、政府といたしましては、沖縄の教育の正常な運営につきまして十分分配

も関連法案を成立をいたしておらない、こういう状態で、わが国のほうをおくれておる。それから、この協定や関連法案がわが国において成立をいたしましたをいう段階になりますると、これは実体上の準備がある。この実体上の準備は、アメリカ側にもあり、わが国もある。双方、相当困難な諸問題をかかえております。そういう困難な諸問題となるべく早く片づけまして、沖縄県民のかねての願望であるこの返還が一日も早く実現されるようになると、こういうふうに願つておりますが、いずれにいたしましても、もうこの見当をつける時期が迫つてきておりますので、双方しめし合わせまして、この実体的な準備体制を取り急ぎ、早期返還を実現いたしたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

連邦法案も成立をいたしておらない、こういうこの協定や連邦法案がわが国において成立をしましたそういう段階になりますると、これ体上の準備がある。この実体上の準備は、アカ側にもあり、わが國もある。双方、相当な諸問題をかかえております。そういう困難な問題となるべく早く片づけまして、沖縄県民ねての願望であるこの返還が一日も早く実現するようとに、こういうふうに願つております。いずれにいたしましても、もうこの見当をつけた時期が迫つてきますので、双方しめしまして、この実体的な準備体制を取り急ぎまして、この早期返還を実現いたしたい、かように考えて次第でございます。(拍手)

は、私も非常に心痛をいたしております。先般も、沖縄から働きにきております中高卒の若い諸君と話ををしてみたのであります。やはり、もう一件事情を、その人たちと話しながら、若い諸君がそう感するようにしなければならぬということを感じたわけであります。社会資本の整備あるいはまた公共事業等の急速な資本投下等による求人、そういうもの等について、企業誘致等とも関連をしながら、自分たちの郷土にとどまつて、そうして人口流出要素にならない沖縄県づくりに精一ぱいやつてみたいと考えます。(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎真澄君) 私への質問も、總理から詳細にすでに御答弁がありました。

そこで、暫定使用の運用についてでありますするが、これは、先ほどもお答えいたしましたように、地主との間では、ほとんどの方と話し合ひはつくものと確信を持っておるわけであります。が、海外に移住をされた方あるいは居所が不明な方、地主の数が多数になりますので、そういう方もあります。そこで、この暫定使用法をお願いするわけであります。するが、これは施政権返還という、一日も空白を置くことのできないこの場面の例外措置としてでありますので、運用につきましては、十分ひとつ円滑に事を進めるように重ねて努力をしてまいることをお誓い申し上げたいと思います。

それから、県民の声をあと地利用等についてどう反映させるのか、こういうお尋ねでございましてが、返還が決定いたしますると、五十日以内に、県知事選挙をはじめ県議員等の選挙が行なわれます。沖縄県当局の協力、沖縄県当局から開闢課が現地に参りまして、直接折衝の衝に当たるわけであります。現在、いわゆる概算要求として、七百四十九人——七百五十人の人を派遣して折衝に当たれるようないま大蔵省側と話

合いをしておるわけあります。したがいまして、これだけの人員を配置すれば、相当きめこまかに、沖縄県民、地主、それぞれの意向を聞くことができるのではないか、こんなふうに考えております。(拍手)

〔國務大臣廣瀬正雄君登壇、拍手〕

○國務大臣廣瀬正雄君 お答え申し上げます。

まず第一に、VOAの存続についての問題でございまして、沖縄にありますVOA中継局の復帰後の取り扱いにつきましては、わが国といしましては、電波法等国内法制上のたてまえからいたしまして、外国政府の放送業務がわが国内において行なわれることは非常に望ましくないという立場から、復帰後その存続を認めないと、態度をもつて交渉を続けてまいりました。しかるに、アメリカの政府は、この種の中継活動は米国海外広報局の事業の一環として諸外国におきましても行なわれると、なんんすぐ沖縄におきましては、かかる中継はアジアにおけるアメリカの政策に対する誤解を防ぐために重要な役割りを果たしておるといたしまして、その存続を強く主張してまいりましたのであります。右のような事態を背景といたしまして、わが国といたしましても、米国政府にとり何らの制約もなく長年継続してまいりました事業が、沖縄返還の結果といたしまして、将来的計画も立ち得ぬままに突如中止を余儀なくされますが大きな問題であろうと考えまして、そういう理解の上に立って、結局、五年間を限つて暫定的に存続を認めるということに妥協をせざるを得ないことになつたいきさつでございます。しかしながら、VOAの继续に関しまずする交換公文の中に、放送の番組、内容につきましてはアメリカ合衆国政府が責任を負うというようなことになつておりますし、その番組が国際友好上不適当であるといふような感じがいたします。ような場合には、日本国政府といたしましては、その見解を表明する権利が保留されておりまして、アメリカ政府はこの日本の見解を尊重することに

は、基地に加えて公害大企業によって県民に新しい災厄をもたらすおつもりでござりますか。これがどうして明るく豊かで平和な沖縄県の建設と言ふことができましょか。このような措置ではなく、大幅な援助による農業、漁業、中小企業の振興を中心とし、工業誘致は公害のない、地元に有利な企業に限るべきであります。また、過疎法、辺地法、離島振興法を沖縄に適用すべきだと思うが、総理並びに総務長官の答弁を求めます。

しかも政府は、このよくな公害大企業の基地建設を強行するために、振興開発計画の審議と決定権を政府が握り、その実施さえも直接国が行なおうとしております。これは沖縄県の自治権の乱暴な侵害であります。沖縄県の自治権を大幅に広げ、県民の自主的な開発を基本とすべきだと思うが、総理並びに総務長官の答弁を求めます。

沖縄県民が心から望んでいるものは、このようないいとこだらけの沖縄協定と関連法案ではありません。核も基地も公害もない、ほんとうに平和で豊かな沖縄であり、これはまた日本国民共通の要求でもあります。このよくな協定と関連法案を強引に成立させようとしている総理の責任をきびしく追及して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 渡辺君にお答えをいた

します前に、私は沖縄の祖国復帰、その見方が、

共産党とわれわれとはころも違うかと、たいへんふしげに思つたものでござりますので、その一

点は、これははつきり申し上げておきたいので

す。どういう点が違うかと申しますと、言われま

すことは、侵略的、屈辱的な返還協定だといふ

ことです。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)これはそ

とおりではございません。また、これは侵略拠点

として本土の沖縄化である、これも違つております。沖縄化ではございません。また、米軍に自衛

隊が肩がわりする、こういう表現を言われており

ます。自衛隊は米軍に肩がわりはできません。で

きるのはわざかに防衛、それだけであります。こ

れは肩がわりというのにしては米軍の持つ機能は

あまりにも大きい。これらの点を十分認識してい

ます。そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律

案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地等

のために必要な土地等に関する暫定使用について

特別な措置を定めたものであります。御指摘の

憲法各条の規定との関係も十分配慮しております。

このように違反するとはあり得ないと考へてお

ります。具体的な点につきましては関係大臣

からお答えいたします。

次に、公用地等暫定使用法案は、憲法第十四条

第一項違反ではないかとのお尋ねがありました

が、そのようなことはありません。憲法第十四

条第一項は「すべて国民は、法の下に平等であつ

て、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ

り、政治的、経済的又は社会的關係において、差

別されない。」として、いわゆる法のもとにおける

平等の原則を掲げたものであります。ところで、

この法案は、沖縄の地域における土地等に関する

権利について特別の制約を行なおうとするもので

あります。しかし、御意見でありますと、言われま

すことは、侵略的、屈辱的な返還協定だといふ

ことです。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)これはそ

とおりではございません。また、これは侵略拠点

として本土の沖縄化である、これも違つております。沖縄化ではございません。また、米軍に自衛

隊が肩がわりする、こういう表現を言われており

ます。そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う國民法令の改訂に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び沖縄の復帰に伴う防衛厅國庫法律の適用の特別措置等に関する法律案(題旨説明)

は、基地に加えて公害大企業によって県民に新しい災厄をもたらすおつもりでござりますか。これがどうして明るく豊かで平和な沖縄県の建設と言ふことができましょか。このような措置ではなく、大幅な援助による農業、漁業、中小企業の振興を中心とし、工業誘致は公害のない、地元に有利な企業に限るべきであります。また、過疎法、辺地法、離島振興法を沖縄に適用すべきだと思うが、総理並びに総務長官の答弁を求めます。

しかも政府は、このよくな公害大企業の基地建

設を強行するために、振興開発計画の審議と決定

権を政府が握り、その実施さえも直接国が行なお

うとしております。これは沖縄県の自治権の乱暴

な侵害であります。沖縄県の自治権を大幅に広

げ、県民の自主的な開発を基本とすべきだと思

うが、総理並びに総務長官の答弁を求めます。

沖縄県民が心から望んでいるものは、このよう

な沖縄協定と関連法案ではありません。核も基地

も公害もない、ほんとうに平和で豊かな沖縄であ

り、これはまた日本国民共通の要求でもあります。

このよくな協定と関連法案を強引に成立させ

ようとしている総理の責任をきびしく追及して、

私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 渡辺君にお答えをいた

します前に、私は沖縄の祖国復帰、その見方が、

共産党とわれわれとはころも違うかと、たいへん

ふしげに思つたものでござりますので、その一

点は、これははつきり申し上げておきたいので

す。どういう点が違うかと申しますと、言われま

すことは、侵略的、屈辱的な返還協定だといふ

ことです。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)これはそ

とおりではございません。また、これは侵略拠点

として本土の沖縄化である、これも違つております。沖縄化ではございません。また、米軍に自衛

隊が肩がわりする、こういう表現を言われており

ます。そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律

案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地等

のために必要な土地等に関する暫定使用について

特別な措置を定めたものであります。御指摘の

憲法各条の規定との関係も十分配慮しております。

このように違反するとはあり得ないと考へてお

ります。具体的な点につきましては関係大臣

からお答えいたします。

次に、公用地等暫定使用法案は、憲法第十四条

第一項違反ではないかとのお尋ねがありました

が、そのようなことはありません。憲法第十四

条第一項は「すべて国民は、法の下に平等であつ

て、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ

り、政治的、経済的又は社会的關係において、差

別されない。」として、いわゆる法のもとにおける

平等の原則を掲げたものであります。ところで、

この法案は、沖縄の地域における土地等に関する

権利について特別の制約を行なおうとするもので

あります。しかし、御意見でありますと、言われま

すことは、侵略的、屈辱的な返還協定だといふ

ことです。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)これはそ

とおりではございません。また、これは侵略拠点

として本土の沖縄化である、これも違つております。沖縄化ではございません。また、米軍に自衛

隊が肩がわりする、こういう表現を言われており

ます。そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律

案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地等

のために必要な土地等に関する暫定使用について

特別な措置を定めたものであります。御指摘の

憲法各条の規定との関係も十分配慮しております。

このように違反するとはあり得ないと考へてお

ります。具体的な点につきましては関係大臣

からお答えいたします。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺いいたしました

かように思いますので、これだけを明確にいたし

ておきます。(拍手)

そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺いいたしました

かように思いますので、これだけを明確にいたし

ておきます。(拍手)

そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺いいたしました

かのように思いますので、これだけを明確にいたし

ておきます。(拍手)

そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺いいたしました

かのように思いますので、これだけを明確にいたし

ておきます。(拍手)

そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺いいたしました

かのように思いますので、これだけを明確にいたし

ておきます。(拍手)

そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺いいたしました

かのように思いますので、これだけを明確にいたし

ておきます。(拍手)

そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺いいたしました

かのように思いますので、これだけを明確にいたし

ておきます。(拍手)

そこで、最初の渡辺君のお尋ねであります

が、これは基地の整理縮小に関するものと私は理解い

ていますが、県民の要望につきましては政府も十

分承知しております。さきに衆議院の決議が行な

われたことでもありますから、政府はその趣旨を

尊重し、今後とも真剣にこの問題に取り組んでま

る所存であります。

沖縄の裁判権を引き継ぐことといたしました

が、政府はそのような考えは持っておりません。

ただいまお伺

つれまして、県民各位も十分御理解が願えるものと思いますし、われわれもまた、実態を承知してもらへば努力をしてまいりたいと思っております。

官 報 (号 外)

さて、公用地等の暫定使用に関する法律案が憲法違反ではないかと、これは、いま總理から御答弁がありましたように、そういうことはございません。まず、この法律が暫定使用の対象としておる土地等は、公共の利益のための特別の必要性が認められ、かつ、復帰による使用の中止を避けることができない、必要からいとも、もうまことにやむを得ないものである。そして、その使用について正当な補償が与えられるることは、これは言うまでもありません。で、対象区域等をきめる告示とか、あるいは関係権利者に対する通知が行なわれることになつております。

それから、憲法二十九条第三項、あるいは三十一条に違反するものといふことも、これはとうてい考えられないものであります。

また、この法律案は、関係権利者が裁判所に対しまして訴訟を提起することも何ら妨げてないものでありますし、憲法三十二条との関係等におきましても何ら違反のそしりを受けるようなものではないと確信をいたしております。(拍手)

○國務大臣(前尾繁三郎君登壇、拍手)

さしていただきます。

まず、沖縄の裁判権を引き継ぎましたのは、総理のお話のとおりに、沖縄の復帰前後の社会秩序を維持する、そういうためであります、これも全く法律技術的なものであります。また、諸外国の例を見ましても、すいぶんある例であります。屈辱的とか、そういうような問題では絶対にありません。また、布告、布令を引き継ぎましたのも、復帰後適当でないものは引き継がないものであります。また、布令の中には麻薬類の取り締まり、あるいは通貨の偽造とか、あるいはハイジャックの処罰とか、そういうものを引き継ぐの

であります、これは当然のことだと思います。

また、御指摘の国外犯に關する特別立法をお考

えのようであります。が、それは復帰前の沖縄における行為を处罚するということになりますが、

アメリカの現在の施政権を侵すばかりではなくに、

考へているのであります。全く適当でない、か

よう考へる次第であります。(拍手)

【國務大臣山中貞則君登壇、拍手】

○國務大臣(山中貞則君) 総理から大体御答弁い

ただきましたので、私のはうは現在のガルフ、エッソ等の石油企業の問題であります。これは

本土政府が認可してつくったわけではありませんが、これは

りあつたかもしませんが、相当難色を示して、

本土法令その他石油業法等、やはり相当議論した

後、琉球政府の希望が通つて認可されたという

よろこびなことがござります。しかしながら、それら

が本土に返つてしまりまするならば、直ちに本土

の各種業法の規制を受けることはもちろんのこと

と、それに対し本土の公害各種規制立法をその

ままかぶせるわけでありませんから、これはきびし

くチェックしていかなければならぬと考へてお

るわけであります。

さらに、沖縄について過疎法、辺地法、離島振興法を適用しろということであります。これは実は適用をしてあるわけであります。法律上適切な立場をとりますのは、沖縄については全部過疎法、辺地法、離島振興法のそれぞれのすべての地域立法の一番有利な条件を適用することがあります。

この法律にうたわれておるわけであります。それを全部適用いたしまして、そうしてなおかつ過疎、辺地、離島というものを適用してみても、それはちょっと意味のないことであります。それ以上

この法律にうたわれておるわけであります。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月九日

田佳都男君

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月九日

參議院議長 河野 謙三殿

大蔵委員長 前田佳都男

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月三日

參議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月三日

參議院議長 河野 謙三殿

右は全会一致をもつて可決すべきものと議

第一項中「中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定」を「次の各号に掲げる中小企業者に該当するものが、当該各号に掲げる認定」に、「当該特定事業に係る」を「当該個人の有する」に、「当該計画に従つて」を「当該認定に係る中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)第三条第一項又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第六号)第六条第一項又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第六号)第六条第一項に規定する計画に従つて」に改め、同項に次号を加える。

一 中小企業特惠対策臨時措置法第三条第一項

に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者 同法第三条第一項の認定

二 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第四条に規定する認定中小企業者 同法第六条第一項の認定

第二章第二節第五款中第二十八条の三の次に次号を加える。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例)

第一項中「中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定」を「次の各号に掲げる中小企業者に該当するものが、当該各号に掲げる認定」に、「当該特定事業に係る」を「当該個人の有する」に、「当該計画に従つて」を「当該認定に係る中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)第三条第一項又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六条第一項に規定する計画に従つて」に改め、同項に次号を加える。

第二十八条の四 青色申告書を提出する居住者で

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第四条に規定する認定中小企業者に該当するものの昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた純損失の金額

又は昭和四十七年において生じた純損失の金額

又は昭和四十七年において生じた純損失の金額

(所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。以下この条において同一の規定に係る同法第二百四十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。)

所得税法第二百四十一条第一項第一号	その年の前年分	その年の前年分	その年の前年分
課税山林所得金額	課税山林所得金額	課税山林所得金額	課税山林所得金額

課税山林所得金額(既に当該還付所得年分の所得より還付された金額が、課税山林所得総所得額又は課税山林所得金額と相当する純損失の金額を控除した金額)。次号において

当該還付所得年分

当該純損失の金額

当該還付所得年分

当該純損失の金額(第百四十二条第二項の規定により他の還付所得年分の所得税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く)。

当該還付所得年分

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)に規定する昭和四十七年において生じた純損失の金額につき第一項の規定により読み替えられた所得税法第二百四十条又は第二百四十二条の規定の適用を受けた場合における当該純損失の金額に係る國税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「前年分」とあるのは、「前年以前の年分」とする。

第五十一条の三の見出しを「(事業を転換する特定の中小企業者の施設の償却の特例)」に改め、同条第一項中「中小企業特惠対策臨時措置法第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定」を「次の各号に掲げる中小企業者に該当するものが、当該各号に掲げる認定」に、「当該特定事業に係る」を「当該法人の有する」に、「当該計画に従つて」を「当該認定に係る中小企業特惠対策臨時措置法第三条第一項又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六条第一項に規定する計画に従つて」に改め、同項に次号を加える。

一 中小企業特惠対策臨時措置法第三条第一項

に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者 同法第三条第一項の認定

二 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の実施に規定する認定中小企業者 同法第六条第一項の認定

第三章第八節中第六十八条の二の次に次の二条を加える。
(認定中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の特例)

第六十八条の三 青色申告書を提出する内国法人のうち、國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第四条に規定する認定中小企業者に該当する法人(以下この条において「認定中小企業法人」という)及び各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円以下である法人で認定中小企業法人に準ずるものとして政令で定めるものの昭和四十六年八月十六日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後一年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条の規定の適用については、同条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)中「開始の日前一年以内」とあるのは、「開始の日前三年以内」とする。

附 則

- 1 この法律は、國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の施行の日から施行する。
2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」といふ。)第六条の二の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。
3 新法第二十八条の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する還付所得年分が昭和四十三年分又は昭和四十四年分若しくは昭和四十五年分である場合における同条第一項の規定により読み替えられた所得税法第一百四十条又は第一百四十一条の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十四号)附則第六条又は所得税法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十六号)附則第六条第一項若しくは第二項の規定に準じて計算した所得税の額による。

- 4 新法第五十一条の三の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)が施行日以後に新法第五十一条の三第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。
- 前田佳都男君登壇、拍手
- 前田佳都男君 大だいま議題となりました法律案は、國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律により、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の実施に伴つて、事業活動に支障を生じているとの認定を受けた輸出関連の中小企業者に対し、その経営の安定をかるため、一定期間内に生じた純損失または欠損金に限り繰戻しによる還付を既往三カ

- 年にさかのばつて認める税制上の特例を設けるとともに、その事業の転換を円滑にするため、認定委員会におきましては、いわゆるドルショックによる中小企業への影響とその対策、租税特別措置のあり方等を中心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。
質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本案に対し、鳴崎委員より四党共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。
以上報告を終ります。(拍手)
- 副議長(森八三一君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって可決されました。
法律案
日程第六 防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案
(いすれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	126,900	95,200	—	—	—	45,800	39,500	—
2	133,000	99,600	88,600	69,500	56,900	48,400	41,400	31,000
3	139,100	104,100	87,200	72,800	59,800	51,000	43,500	32,100
4	145,300	108,800	90,800	76,100	62,700	53,600	45,700	33,200
5	151,500	113,500	94,500	79,400	65,700	56,300	47,900	34,400
6	157,700	118,200	98,200	82,700	68,700	59,000	50,100	36,100
7	163,900	122,900	101,900	86,200	71,700	61,600	52,300	37,800
8	170,100	127,600	105,600	89,700	74,800	64,100	54,500	39,500
9	176,300	132,300	109,300	93,200	77,900	66,600	56,400	40,800
10	182,500	136,600	113,000	96,700	81,000	69,100	58,300	42,100
11	187,100	140,900	116,600	100,200	84,000	71,500	60,100	43,300
12	190,600	144,500	119,800	103,500	87,000	73,900	61,900	44,500
13	194,100	147,600	123,000	106,500	89,900	76,300	63,700	45,600
14	196,900	150,100	126,200	109,500	92,500	78,400	64,900	46,700
15	199,700	152,600	128,500	112,200	94,700	80,500	66,100	47,700
16		155,100	130,800	114,900	96,400	82,000	67,100	48,600
17			133,000	117,000	97,800	83,300	68,100	49,500
18			135,200	119,100	99,100	84,500	69,100	
19				121,100	100,400	85,700	70,100	
20				123,100	101,700	86,900		
21					103,000	88,100		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	56,400	45,100	39,500	31,300	27,800
2	58,600	47,400	41,300	32,400	28,600
3	60,800	49,700	43,200	33,500	29,400
4	63,100	52,000	45,100	34,800	30,300
5	65,500	54,200	47,000	36,200	31,300
6	67,900	56,400	48,900	37,800	32,300
7	70,300	58,500	50,800	39,500	33,300
8	72,600	60,600	52,700	41,200	34,500
9	74,900	62,700	54,600	43,000	35,900
10	77,000	64,600	56,500	44,800	37,400
11	79,100	66,500	58,300	46,600	38,900
12	81,100	68,400	60,100	48,300	40,400
13	83,100	70,300	61,900	49,900	41,900
14	85,100	72,200	63,600	51,400	43,400
15	87,100	74,100	65,200	52,600	44,900
16	89,100	75,800	66,500	53,800	46,000
17	91,100	77,400	67,800	54,800	47,100
18	92,700	78,600	69,000	55,800	48,100
19	94,300	79,800	70,000	56,800	49,100
20	95,800	80,900	71,000	57,700	50,000
21	97,300	82,000	71,900	58,600	50,900
22	98,600	83,100	72,800	59,400	51,800
23	99,900	84,100	73,600	60,200	52,700
24	101,100	85,100	74,400	61,000	53,600
25	102,300	86,100	75,200	61,800	54,400
26	103,500			62,600	55,200
27					56,000
28					56,800
29					57,600
30					58,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二七六

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号	1等級 俸	2等級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
1	108,800	—	—	—	—	52,100	43,800	—
2	113,500	99,600	92,200	78,500	64,700	54,700	46,000	34,400
3	118,200	104,000	95,900	81,800	67,600	57,400	48,200	35,600
4	122,900	108,400	99,600	85,100	70,600	60,100	50,400	36,800
5	127,600	112,800	103,300	88,600	73,700	62,800	52,600	38,500
6	132,300	116,900	107,000	92,100	76,900	65,500	54,700	40,300
7	136,700	120,600	110,700	95,600	80,100	68,100	56,600	42,100
8	141,100	124,300	114,400	99,100	83,300	70,600	58,500	43,300
9	145,300	128,000	118,100	102,600	86,500	73,100	60,300	44,500
10	149,500	131,700	121,800	106,100	89,700	75,600	62,100	45,600
11	153,700	135,400	125,400	109,600	92,900	78,000	63,900	47,000
12	157,900	139,100	128,600	112,900	95,900	80,400	65,700	48,400
13	162,100	142,800	131,800	116,000	98,800	82,800	67,500	49,500
14	165,200	146,100	135,000	119,100	101,300	84,900	68,700	50,400
15	168,000	148,800	137,300	121,900	103,500	86,400	69,900	51,300
16	170,800	151,300	139,600	124,600	105,200	87,600		
17	173,600	153,800	141,800	126,900	106,600	88,800		
18			144,000	129,200	107,900			
19				131,200	109,200			
20				133,200	110,500			
21				135,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号	1等級 俸	2等級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
1	108,800	—	—	—	—	45,100	39,000	—
2	113,500	99,600	92,200	78,500	58,900	47,800	40,800	36,200
3	118,200	104,000	95,900	81,800	61,900	50,500	42,800	37,400
4	122,900	108,400	99,600	85,100	64,900	53,200	45,100	39,000
5	127,600	112,800	103,300	88,600	67,900	55,900	47,700	40,800
6	132,300	116,900	107,000	92,100	71,000	58,600	50,300	42,800
7	136,700	120,600	110,700	95,600	74,100	61,300	52,900	45,100
8	141,100	124,300	114,400	99,100	77,300	64,000	55,500	47,600
9	145,300	128,000	118,100	102,600	80,500	66,700	58,100	50,100
10	149,500	131,700	121,800	106,100	83,700	69,400	60,700	52,600
11	153,700	135,400	125,400	109,600	86,900	72,100	63,300	55,100
12	157,900	139,100	128,600	112,900	90,100	74,800	65,900	57,600
13	162,100	142,800	131,800	116,000	93,300	77,500	68,500	60,100
14	165,200	146,100	135,000	119,100	96,500	80,200	71,100	62,600
15	168,000	148,800	137,300	121,900	99,200	82,900	73,600	65,100
16	170,800	151,300	139,600	124,600	101,900	85,500	76,100	67,500
17	173,600	153,800	141,800	126,900	104,200	88,100	78,600	69,900
18			144,000	129,200	106,500	90,700	81,100	72,300
19				131,200	108,800	93,100	83,600	74,700
20				133,200	110,400	95,400	86,100	77,200
21				135,200	112,000	97,700	88,600	79,700
22					113,500	100,000	90,900	82,200
23					115,000	101,600	93,200	84,400
24					116,500	103,100	95,500	86,600
25						104,600	97,800	88,800
26						106,000	99,300	91,000
27						107,400	100,700	93,200
28							102,100	94,900
29							103,500	96,400
30							97,800	99,100
31								

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十六年十二月十五日

参議院会議録第三号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

一七八

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	108,800	—	—	—	—	52,100	43,800	—
2	113,500	99,600	92,200	78,500	64,700	54,700	46,000	34,500
3	118,200	104,000	95,900	81,800	67,600	57,400	48,200	35,700
4	122,900	108,400	99,600	85,100	70,600	60,100	50,400	37,100
5	127,600	112,800	103,300	88,600	73,700	62,800	52,800	39,000
6	132,300	116,900	107,000	92,100	76,900	65,500	55,200	41,100
7	136,700	120,600	110,700	95,600	80,100	68,100	57,600	43,500
8	141,100	124,300	114,400	99,100	83,300	70,600	60,000	45,200
9	145,300	128,000	118,100	102,600	86,500	73,100	62,400	47,000
10	149,500	131,700	121,800	106,100	89,700	75,600	64,500	48,800
11	153,700	135,400	125,400	109,600	92,900	78,200	66,600	50,600
12	157,900	139,100	128,600	112,900	95,900	80,800	68,600	52,400
13	162,100	142,800	131,800	116,000	98,800	83,400	70,600	54,200
14	165,200	146,100	135,000	119,100	101,300	85,700	72,600	56,000
15	168,000	148,800	137,300	121,900	103,500	88,000	74,200	57,800
16	170,800	151,300	139,600	124,600	105,200	89,600	75,800	59,600
17	173,600	153,800	141,800	126,900	106,600	90,900	77,200	61,400
18				144,000	129,200	107,900	92,100	78,400
19					131,200	109,200	93,300	79,600
20					133,200	110,500	94,500	65,900
21					135,200			67,000
22								68,100

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	122,900	98,500	78,800	64,100	49,100	—
2	128,100	103,400	82,700	67,500	51,700	36,800
3	133,300	108,300	86,600	70,900	54,300	38,200
4	138,600	113,100	90,500	74,300	57,300	40,300
5	143,900	117,900	94,400	77,700	60,300	43,200
6	149,200	122,700	98,300	81,100	63,300	46,100
7	154,400	127,500	102,100	84,500	66,100	49,000
8	159,600	132,300	105,900	87,800	68,700	51,200
9	164,800	137,100	109,700	91,100	71,300	53,400
10	169,300	141,900	113,000	94,400	73,700	55,600
11	173,800	146,500	116,300	97,400	75,900	57,500
12	176,800	150,900	119,400	100,400	78,000	59,400
13	179,300	155,300	122,500	102,800	80,100	61,000
14	182,600	158,600	124,800	105,200	82,000	62,600
15	185,300	161,500	126,800	107,600	83,900	64,100
16	188,000	164,200	128,800	109,500	85,600	65,500
17	190,700	166,900	130,800	111,400	87,300	66,900
18		169,600	132,800	113,300	89,000	68,300
19		172,300				69,700
20						70,900
21						72,100

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十六年十一月十五日 参議院会議録第十三号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二一七九

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	61,600	49,400	39,500	31,300
2	64,500	51,600	41,400	32,400
3	67,400	53,900	43,300	33,500
4	70,300	56,200	45,300	34,800
5	73,100	58,700	47,300	36,200
6	75,600	61,500	49,300	37,800
7	78,100	64,300	51,300	39,500
8	80,600	67,000	53,400	41,300
9	82,900	69,700	55,600	43,200
10	85,200	72,400	57,800	45,100
11	87,400	74,900	60,100	47,000
12	89,600	77,100	62,400	48,900
13	91,800	79,100	64,700	50,800
14	94,000	80,900	66,800	52,800
15	96,200	82,500	68,900	54,800
16	98,400	84,100	70,900	56,800
17	100,300	85,700	72,800	58,800
18	102,000	87,300	74,700	60,800
19	103,700	88,900	76,000	62,100
20	105,200	90,200	77,300	63,400
21	106,700	91,400	78,600	64,500
22	108,200	92,500	79,700	65,600
23	109,700	93,600	80,800	66,600
24		94,700	81,900	67,600
25			82,900	
26			83,900	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円	円
2	—	—	60,600	43,800	34,400
3	99,900	72,900	63,900	46,500	36,200
4	104,700	81,100	67,200	49,200	38,200
5	109,500	85,200	70,800	51,900	40,300
6	114,300	89,400	74,400	54,700	42,400
7	119,100	93,600	81,600	60,500	47,000
8	123,900	97,800	85,200	63,400	49,700
9	128,700	102,000	88,500	66,300	52,400
10	133,500	106,200	91,800	69,200	55,100
11	138,400	109,900	95,000	72,100	57,800
12	143,300	113,400	98,000	75,000	60,500
13	148,200	116,600	101,000	77,900	63,100
14	153,100	119,800	104,000	80,400	65,700
15	158,000	122,800	106,700	82,900	68,300
16	162,900	125,800	109,400	85,400	70,900
17	167,800	128,800	112,100	87,900	73,500
18	172,500	131,800	114,800	89,800	76,100
19	177,000	134,400	117,500	91,700	78,500
20	181,500	137,000	120,100	93,600	80,900
21	186,000	139,400	122,700	95,500	82,700
22	190,100	141,800	124,900	97,300	84,500
23	194,100	144,200	127,100	99,100	86,000
24	196,900	146,300	129,300	100,900	87,500
25	199,700	148,300	131,200	102,500	88,800
26		150,300	133,100	104,100	90,100
27		152,300	134,700	105,600	91,400
28		154,300		107,100	92,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 40,900	円 —
2	81,400	43,800	33,200
3	84,700	46,100	34,400
4	88,000	48,400	35,600
5	91,600	50,700	37,600
6	95,200	53,000	39,700
7	99,000	55,400	42,100
8	102,800	57,900	44,300
9	106,600	60,400	46,500
10	110,400	62,900	48,800
11	114,200	65,900	51,100
12	118,000	68,900	53,400
13	121,700	71,900	55,900
14	125,300	74,900	58,400
15	128,900	78,000	60,900
16	132,500	81,100	63,400
17	136,100	84,200	65,900
18	139,400	87,500	68,300
19	142,700	90,800	70,700
20	146,000	94,000	72,900
21	149,200	97,200	75,100
22	152,200	100,400	77,300
23	155,200	103,600	79,500
24	157,800	106,600	81,400
25	160,400	109,600	83,200
26	163,000	112,500	85,000
27		115,400	86,500
28		117,900	88,000
29		120,400	89,500
30		122,500	90,800
31		124,600	92,100
32		126,700	93,400
33		128,800	94,600
34		130,900	95,800
35		132,500	97,000
36		134,100	98,200
37		135,700	99,400
38		137,300	
39		138,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第三十三号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円一	円35,600	円一
3	68,000	38,100	33,200
2	71,000	40,900	34,400
4	74,000	43,800	35,600
5	77,100	46,000	37,600
6	80,200	48,200	39,700
7	83,300	50,400	42,100
8	86,500	52,600	44,300
9	89,700	54,900	46,500
10	92,900	57,300	48,700
11	96,100	59,700	50,900
12	99,300	62,200	52,900
13	102,500	65,100	54,900
14	105,500	68,000	56,900
15	108,500	70,900	58,900
16	111,400	73,800	60,900
17	114,300	76,800	62,900
18	116,800	79,800	64,900
19	119,300	82,800	66,700
20	121,500	85,500	68,500
21	123,700	88,100	69,700
22	125,900	90,700	70,900
23	128,000	93,100	72,100
24	130,100	95,300	73,200
25	131,700	97,200	74,300
26	133,800	99,100	75,400
27	134,900	101,000	76,500
28	136,500	102,900	
29	138,100	104,800	
30		106,600	
31		108,400	
32		110,000	
33		111,600	
34		113,200	
35		114,700	
36		116,200	
37		117,600	
38		119,000	
39		120,400	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	138,300	—	60,600	46,100	35,600
2	143,200	81,100	63,900	48,600	38,100
3	148,100	85,200	67,200	51,100	40,900
4	153,000	89,400	70,800	53,600	43,800
5	157,900	93,600	74,400	56,100	46,100
6	162,800	97,800	78,000	58,600	48,400
7	167,700	102,000	81,600	61,100	50,700
8	172,500	106,200	85,200	63,600	53,000
9	177,000	110,500	89,400	66,600	55,400
10	181,500	114,800	93,600	69,600	57,900
11	186,000	119,100	97,800	72,600	60,400
12	190,100	123,900	102,000	75,600	62,900
13	194,100	128,700	106,200	78,700	65,400
14	197,000	133,500	109,900	81,800	67,900
15	199,800	138,400	113,400	84,900	70,400
16		143,300	116,600	88,100	72,700
17		148,200	119,800	91,300	75,000
18		153,100	122,800	94,500	77,300
19		158,000	125,800	97,600	79,600
20		162,900	128,800	100,700	81,600
21		167,100	131,800	103,800	83,600
22		170,100	134,400	106,800	85,400
23		173,100	137,000	109,800	87,200
24		176,100	138,900	112,700	88,600
25		178,900	140,800	115,600	90,000
26		181,700	142,700	118,100	91,400
27		184,500	144,600	120,600	92,800
28			146,500	122,700	94,200
29			148,400	124,800	
30				126,900	
31				129,000	
32				131,100	
33				132,700	
34				134,300	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	40,600	34,400	—
2	—	—	42,800	36,200	31,000
3	—	—	45,100	38,000	32,100
4	98,600	68,100	47,900	39,800	33,200
5	103,100	71,800	50,700	41,800	34,400
6	107,600	75,500	53,500	44,000	36,200
7	112,200	79,200	56,400	46,500	38,000
8	116,900	82,900	59,400	49,000	39,800
9	122,100	86,600	62,400	51,700	41,200
10	127,300	90,200	65,400	54,400	42,600
11	132,500	93,700	68,400	57,100	43,900
12	138,000	97,200	71,500	59,900	45,200
13	143,500	100,700	74,600	62,800	46,500
14	149,000	103,900	77,700	65,700	47,700
15	154,500	106,900	80,700	68,300	48,900
16	159,800	109,700	83,700	70,900	49,900
17	165,100	112,300	86,700	73,200	50,900
18	170,400	114,600	89,400	75,500	
19	175,100	116,900	92,100	77,800	
20	179,800	119,200	94,800	79,800	
21	183,900	121,300	97,400	81,600	
22	187,700	123,400	99,200	83,400	
23	191,500	125,400	101,000	84,900	
24	194,300	127,400	102,800	86,300	
25	197,100	129,400	104,500	87,600	
26		131,300	106,200	88,900	
27		133,200	107,900		
28		135,100			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二八三

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	127,100	94,100	—	53,200
2	131,900	98,600	80,800	56,800
3	136,700	103,100	85,100	60,400
4	141,500	107,900	89,600	64,000
5	146,300	112,700	94,100	68,200
6	151,000	117,500	98,600	72,400
7	155,700	122,300	103,100	76,600
8	160,100	127,100	107,700	80,800
9	164,500	131,900	112,300	85,000
10	168,900	136,700	116,900	89,200
11	173,300	141,500	121,500	93,400
12	177,600	145,700	125,300	96,700
13	181,900	149,900	129,100	100,000
14	186,200	154,100	132,700	103,200
15	189,900	158,300	135,900	106,400
16	193,500	161,500	139,100	109,600
17	197,100	164,700	142,300	112,800
18	199,900	167,900	145,500	116,000
19	202,700	170,400	147,500	118,200
20		172,900	149,500	120,400
21		175,300	151,400	122,000
22		177,700	153,300	123,600
23		180,100	155,200	125,200
24			157,100	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	98,500	72,500	51,600	40,500	34,400	—
2	103,200	76,000	54,400	42,400	36,200	32,100
3	107,900	79,500	57,200	44,500	38,000	33,200
4	112,700	83,000	60,100	46,700	39,900	34,400
5	117,500	86,700	63,000	49,000	41,800	36,100
6	122,300	90,400	65,900	51,400	43,900	37,800
7	127,100	94,100	68,800	53,800	46,100	39,500
8	131,900	97,700	71,800	56,400	48,200	40,900
9	135,900	101,200	74,900	59,000	50,300	42,100
10	139,900	104,700	78,000	61,600	52,400	43,100
11	143,900	107,600	81,100	64,100	54,500	44,100
12	147,100	110,500	84,100	66,600	56,400	45,000
13	149,900	113,100	87,100	69,100	58,300	45,900
14	152,400	115,700	90,000	71,500	60,100	
15	154,900	117,900	92,500	73,900	61,900	
16	157,400	120,100	95,000	76,300	63,700	
17	159,900	122,200	96,800	78,400	64,900	
18		124,300	98,400	80,500	66,100	
19		126,300	99,800	82,000	67,100	
20		128,300	101,200	83,300	68,100	
21			102,600	84,400		
22			104,000	85,500		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 83,000	円 62,600	円 51,800	円 38,200	円 32,800
2	86,300	65,400	54,300	40,000	34,100
3	89,600	68,200	56,900	41,900	35,500
4	93,000	71,100	59,500	43,800	36,900
5	96,400	74,000	62,100	45,700	38,400
6	99,800	76,900	64,700	47,700	40,200
7	103,200	79,800	67,300	49,700	42,100
8	106,600	82,700	69,900	51,700	44,000
9	109,900	85,600	72,500	53,700	45,900
10	113,200	88,500	75,100	55,700	47,800
11	116,200	91,300	77,600	57,700	49,700
12	119,200	94,100	80,100	59,700	51,700
13	122,200	96,700	82,600	61,700	53,700
14	124,700	99,300	84,700	63,700	55,700
15	127,000	101,400	86,800	65,700	57,600
16	129,300	103,500	88,600	67,200	59,200
17	131,300	105,600	90,200	68,700	60,800
18	133,300	107,300	91,800	70,200	62,000
19	135,300	109,000	93,400	71,700	63,200
20		110,700	94,600	73,200	64,200
21		112,200	95,800	74,300	65,200
22		113,700	97,000	75,400	66,200
23		115,200	98,200	76,400	67,200
24		116,500		77,400	
25		117,800		78,400	
26		119,100		79,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條に次の二項を加える。

4 職員が児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による児童手当の支給を受ける場合

において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童(以下「支給要件児童」とい

う。)のうちに当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるときは、当該職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、四百円に同法第六条第一項の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数(その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数をこえるときは、当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から一を減じた数)を乗じて得た額を減じた額とする。

別表第五の教育職俸給表四を次のように改める。

別表第八 指定職俸給表

号 債	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	円 300,000	円 184,000
2	320,000	203,000
3	340,000	222,000
4	360,000	241,000
5	380,000	260,000
6	400,000	280,000
7	420,000	300,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	138,300	81,100	60,600	48,000	35,600
2	143,200	85,200	63,900	50,400	38,100
3	148,100	89,400	67,200	52,800	40,900
4	153,000	93,600	70,800	55,200	43,800
5	157,900	97,800	74,400	57,700	46,400
6	162,800	102,000	78,000	60,500	48,800
7	167,700	106,200	81,600	63,400	51,200
8	172,500	110,500	85,200	66,300	53,600
9	177,000	114,800	89,400	69,200	56,100
10	181,500	119,100	93,600	72,100	58,700
11	186,000	123,900	97,800	75,000	61,300
12	190,100	128,700	102,000	77,900	63,900
13	194,100	133,500	106,200	81,200	66,500
14	197,000	138,400	109,900	84,500	69,100
15	199,800	143,300	113,400	87,800	71,700
16		148,200	116,600	91,200	74,200
17		153,100	119,800	94,600	76,700
18		158,000	122,800	97,900	79,200
19		162,900	125,800	101,200	81,700
20		167,100	128,800	104,500	84,000
21		170,100	131,800	107,800	86,300
22		173,100	134,400	110,900	88,200
23		176,100	137,000	114,000	90,100
24		178,900	138,900	117,100	91,500
25		181,700	140,800	120,100	92,900
26		184,500	142,700	122,700	94,300
27			144,600	125,300	95,700
28			146,500	127,500	97,100
29			148,400	129,700	
30				131,900	
31				134,100	
32				136,200	
33				137,900	
34				139,500	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の

給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律

第七十七号)に係る部分及び附則第十七項の規

定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、改正後の法第十三条の四の規定

は、同年十月一日から適用する。

(特定の号俸の切替え等)

3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」といふ。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替られているもの切替日における号俸は、旧号俸に対する同表の新号俸欄に定める号俸とする。

4 特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定められた期間に達しているものの切替日における号俸は、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直前の日の前日までの間における俸給月額

額は、旧号俸に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

5 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における

最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員にあつては、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からの法律の施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなるた職員及びその属する職務の等級又はその受け

る号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受け

ることがなくなつた日における号俸は、人事院

が定める。

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間について、その者が切替日

において職務の等級を異にする異動等をしたるものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替え等の規定の準用)

附則第六項及び前項の規定は、昭和四十七年一月一日から引き続き教育職俸給表(四)の適用を受ける職員の同日における号俸及び俸給月額の切替え等について準用する。

(旧号俸等の基礎)

附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(改正後の法第八条の適用の経過措置)

改正後の法第八条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間ににおける適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は俸給月額」、同法及びこれに基づく命令を改正する法律(昭和四十六年法律第一号)附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額(次項において「暫定俸給月額」という。)と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受けたる職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間ににおける適用については、人事院規則で定める。

(給与の内払)

改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事

院規則で定める。

(筑波研究学園都市移転手当についての措置)

人事院は、この法律の施行の日から起算して十年以内に改正後の法第十三条の四に規定する筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

(国家公務員災害補償法等における説替え)

職員に筑波研究学園都市移転手当が支給される間、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)第四条第二項中「超過勤務手当」とあるのは「筑波研究学園都市移転手当、超過勤務手当」と、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)第五条第三項中「調整手当」とあるのは「調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、大学の運営に関する臨時措

置法(昭和四十四年法律第七十号)第八条第二号中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七十九号)第五条第一項中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第四条第二号中「第十三條の二、第十三條の三」とあるのは「第十三條の二から第十三條の四まで」とする。

(國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

(第二条第四項中「第十一條第三項」の下に「及び第四項」を加える。)

第五条中「第十一條第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第十二條第三項」を「第十二条第一項」においてその例によることとされる一般職給与法第十一條第三項及び第四項」に改める。

附則別表

俸給表	職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
行政職俸給表(一)	8等級	1 2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7 8	月 3 6 9	円 35,600 36,800 38,100
税務職俸給表	7等級	1 2 3 4 5 6	2 3 4 5 6 7	3 6 9	38,100 39,400 40,700
公安職俸給表(一)	6等級	1 2 3	2 3 4	3 6 9	40,200 41,600 43,000
	7等級	1 2 3 4 5 6	2 3 4 5 6 7	3 6 9	40,200 41,600 43,000
公安職俸給表(二)	7等級	1 2 3 4 5 6	2 3 4 5 6 7	3 6 9	38,500 39,900 41,400
海事職俸給表(一)	5等級	1 2 3 4 5 6	2 3 4 5 6 7	3 6 9	42,300 44,300 46,300
教育職俸給表(一)	5等級	1 2 3	2 3 4	3 6 9	35,600 37,000 38,500

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

俸 紙 表	職務の等級	旧 号 俸	新 号 俸	期 間	暫 定 俸 月 額	
教育職俸給表 (一)	2 等 級	1	2	月 9	円 41,000	
	3 等 級	1 2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	3 6 9	36,800 38,300 39,900	
	2 等 級	1 2 3	2 3 4	3 6 9	36,800 38,900 41,000	
	3 等 級	1 2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	3 6 9	36,800 38,300 39,900	
	教育職俸給表 (四)	5 等 級	1 2 3	2 3 4	3 6 9	36,800 38,900 41,000
	研究職俸給表	4 等 級	1 2 3	2 3 4	3 6 9	35,600 36,900 38,300
5 等 級		1 2 3 4 5 6 7 8	2 3 4 5 6 7 8	3 6 9	35,600 37,000 38,400	
6 等 級		1 2 3	2 3 4	3 6 9	35,600 36,800 38,100	
医療職俸給表 (一)		5 等 級	1 2 3	2 3 4	3 6 9	
		6 等 級	1 2 3 4 5 6	2 3 4 5 6 7	3 6 9	

審査報告書
特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する
臨時措置法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な経費は、約一億円である。
特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する
臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月十日

参議院議長 河野 謙三殿

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する
臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する
臨時措置法の一部を改正する法律案

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改
正する。(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七条の二に次のただし書きを加える。

ただし、同法第十九条の三第二項において人事院規則で定めることとされている事項について
は、政令で定めるものとする。

第九条中「八千三百円」を「九千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 紙 月 額
内閣総理大臣	六六六、五〇〇円
国務大臣	四八三、二〇〇円
会計検査院長	
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	四五〇、〇〇〇円

官内庁長官 検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。)	四一〇、〇〇〇円
政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	
國家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 地方財政審議会会长 中央公害審査委員会委員長	
武部官長 土地調整委員会委員 首都圈整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員	四〇〇、〇〇〇円
行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 中央公害審査委員会の常勤の委員	二六〇、〇〇〇円

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二八八

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二八八

運輸審議会委員

東宮大夫

別表第二

官職名	俸給月額
五号俸	四五〇、〇〇〇円
四号俸	四一〇、〇〇〇円
三号俸	四〇〇、〇〇〇円
二号俸	三六〇、〇〇〇円
一号俸	三一〇、〇〇〇円

官職名	俸給月額
五号俸	四五〇、〇〇〇円
四号俸	四一〇、〇〇〇円
三号俸	四〇〇、〇〇〇円
二号俸	三六〇、〇〇〇円
一号俸	三一〇、〇〇〇円

官職名	俸給月額
五号俸	四五〇、〇〇〇円
四号俸	四一〇、〇〇〇円
三号俸	四〇〇、〇〇〇円
二号俸	三六〇、〇〇〇円
一号俸	三一〇、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	
八号俸	一五四、五〇〇円
七号俸	一四〇、〇〇〇円
六号俸	一二五、五〇〇円
五号俸	一一一、〇〇〇円
四号俸	九九、五〇〇円
三号俸	八八、〇〇〇円
二号俸	七八、〇〇〇円
一号俸	七〇、五〇〇円

(沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府
代表に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 沖縄復帰のための準備委員会への日本国
政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法)

法律第四十号)の一部を次のようにより改定する。

第七条第二項中「三十九万円」を「四十一万円」

に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の特別職の職員の給与に関する法
律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国
政府代表に関する臨時措置法(以下「給与法等」
といふ)の規定は、昭和四十六年五月一日から
適用する。

2 旧日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨
時措置法(昭和四十三年法律第十二号。以下「法
律第十二号」といふ。)第二条に規定する日本万
国博覧会政府代表の昭和四十六年五月一日から
同年九月十二日までの期間に係る俸給月額は、
同法第六条の規定にかかわらず、四十一万円で
あつたものとする。

3 この法律による改正前の給与法等の規定又は法
律第十二号の規定に基づいて昭和四十六年五
月一日からこの法律の施行の日の前日までの間
に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ
この法律による改正後の給与法等の規定又は法
律第十二号及び前項の規定による給与の内訳と
みなす。

審査報告書
防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十二月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 柳田桃太郎
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じ
て、防衛厅職員の俸給月額および防衛大学校学
生の学生手当の月額等の改定を行なおうとする
ものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な
経費は、約四百三億円である。

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月十日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 船田 中

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
防衛厅職員給与法の一部を改正する法律
防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六
十六号)の一部を次のようにより改定する。

第十八条第二項中「七千三百三十円」を「七千九
百四十円」に改める。

第十八条の二後段を次のように改める。

ただし、膏外手当を受ける職員に支給する期
末手当及び勤勉手当の額(勤勉手当の支給の限
度額を含む。)の計算の基礎となる俸給等の合計
額は、一般職の國家公務員の例による場合の合
計額に膏外手当の月額を加えた額とし、一般職
給与法第十九条の三第二項及び第十九条の四第
二項において人事院規則で定めることとされて
いる事項は、政令で定めるものとする。

別表第一及び別表第二を次のようにより改める。

別表第一 参事官等俸給表

号	俸	指 定 職		職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	
		俸 給 月 額							
		甲	乙		号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	
1		円 300,000	円 184,000	1	139,700	円 104,800	円 一	円 62,600	
2		320,000	203,000	2	146,400	109,600	92,000	65,800	
3		340,000	222,000	3	153,100	114,600	95,900	69,000	
4		360,000	241,000	4	159,900	119,700	99,900	72,300	
5		380,000	260,000	5	166,700	124,900	104,000	76,500	
6		400,000	280,000	6	173,500	130,100	108,100	80,100	
7			300,000	7	180,300	135,300	112,200	83,700	
				8	187,200	140,500	116,300	87,400	
				9	194,100	145,600	120,400	91,100	
				10	200,900	150,400	124,400	94,900	
				11	205,900	155,100	128,300	98,700	
				12	209,800	159,100	131,900	102,600	
				13	213,600	162,500	135,400	106,500	
				14	216,700	165,300	138,900	110,300	
				15	219,800	168,000	141,400	113,900	
				16			170,700	143,900	
				17				146,400	
				18				148,800	
				19					
				20					
				21					
				22					
				23					

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十六年十一月十五日

参議院会議録第十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二九〇

官 報 (号外)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	陸海空尉 准尉	曹士 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	曹士 3等海曹 3等空曹	長士 1等陸士 1等海士 1等空士	長士 2等陸士 2等海士 2等空士	士上 3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 61,900	円 58,800	円 55,700	円 47,700	円 41,900	円 39,200	円 35,000	円 33,200	円 30,000
65,000	60,200	58,700	50,700	44,800	41,800	37,000	35,000	
68,200	61,700	61,700	53,700	47,700	44,600	39,200	37,000	
71,400	64,700	64,700	56,700	50,700	47,500	41,300	39,100	
74,600	67,700	67,700	59,700	53,700	50,400	43,400		
77,700	70,700	70,700	62,700	56,700	53,100	45,300		
80,800	73,700	73,700	65,700	59,700	55,200			
83,800	76,700	76,600	68,600	62,600	57,200			
86,700	79,600	79,500	71,400	65,400	59,100			
89,600	82,500	82,400	74,200	68,000	60,800			
92,300	85,400	85,200	77,000	70,100	62,500			
95,000	88,300	88,000	79,700	72,200	64,200			
97,700	91,000	90,700	82,400	74,300	65,900			
100,300	93,700	93,400	85,100	76,400	67,600			
102,900	96,400	96,000	87,700	78,400	69,100			
105,500	99,000	98,600	90,200	80,100	70,600			
108,100	101,600	101,200	92,700	81,800				
110,700	104,200	103,800	95,200	83,400				
113,100	106,800	106,300	97,600					
115,100	109,400	108,800	100,000					
	111,200	110,600	101,800					

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附 則
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。
(俸給の切替)

3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、次項及び第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官については、階級。以下同じ。)における者が受けている俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(特定の俸給月額の切替)

4 切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)が附則別表の旧俸給月額欄に掲げられている俸給月額である職員(以下「特定俸給月額職員」という。)のうち、旧俸給月額が同表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員及び旧俸給月額が同欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替において旧俸給月額を受けていた期間に定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における

る俸給月額は、旧俸給月額に対応する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

5 特定俸給月額職員のうち、旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額で切替において旧俸給月額を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧俸給月額を受けた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧俸給月額に対する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧俸給月額に対する同表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。

6 附則第三項及び第四項の規定により切替日ににおける俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用について、旧俸給月額を受けていた期間(旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員にあつては、旧俸給月額を受けていた期間から当該旧俸給月額に対する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空			將	將	陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸 級 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙						
1	円 300,000	184,000	149,900	円 128,600	円 107,700	円 91,700	円 一	円 71,900	
2	320,000	203,000	156,600	133,900	112,700	95,400	87,600	75,200	
3	340,000	222,000	163,500	139,200	117,800	99,300	91,300	78,600	
4	360,000	241,000	170,500	144,600	123,100	108,200	95,000	82,000	
5	380,000	260,000	177,500	149,900	128,400	107,100	98,900	85,500	
6	400,000	280,000	184,500	155,100	133,700	111,000	102,800	89,000	
7		300,000	191,500	160,300	139,000	115,100	106,500	92,600	
8			198,400	165,000	144,400	119,300	110,200	96,200	
9			205,300	168,900	149,600	123,500	113,900	99,800	
10			210,600	172,200	154,100	127,700	117,500	103,400	
11			214,600	175,300	158,600	131,800	121,100	107,000	
12			218,500	178,200	162,300	135,900	124,600	110,500	
13				181,000	165,600	139,900	127,600	114,000	
14				183,800	168,200	143,500	130,600	117,000	
15					170,800	147,100	133,300	119,800	
16						150,700	135,700	122,500	
17						153,300	138,000	124,500	
18						155,800	140,200	126,500	
19						158,300	142,100	128,400	
20						160,800	144,000		
21						163,200	145,900		
22						165,600			

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

- （最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）
 7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- （切替期間に異動した職員の俸給月額等）
 8 （以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二号）第一条の規定による改正前の一一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額を附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、総理府令で定める。
 （切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）
 9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において
- （最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）
 7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- （切替期間に異動した職員の俸給月額等）
 8 （以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二号）第一条の規定による改正前の一一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額を附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、総理府令で定める。
 （切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）
 9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において
- （旧俸給月額等の基礎）
 10 附則第三項、第七項及び前項の規定は、防衛庁職員給与法第四条第二項の規定に基づき昭和四十七年一月一日から引き続き一般職給与法別表第五ニ教育職俸給表四の適用を受ける職員の同日における俸給月額の切替え等について準用する。
- （附則第三項、第七項及び前項の規定の準用）
 11 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属している職務の等級及びその者が受けっていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
- （新法第五条の適用の経過措置）
 12 新法第五条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一項本文中「俸給月額」とあるのは、俸給月額又は防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十二号）附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。
- （新法第五条の適用の経過措置）
 13 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、政令で定める。（給与の内払）
 14 旧法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
 15 附則第三項から前項までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
 （政令への委任）

附則別表

俸 納 表	職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	暫定俸給月額
行政職俸給表 (一)	8 等 級	円 26,200 27,300 28,400 29,500 30,700 31,900 33,200	円 31,000 32,100 33,200 34,400 36,100 37,800 39,500	月 3 6 9	円 35,600 36,800 38,100
海事職俸給表 (一)	5 等 級	円 31,300 32,700 34,600 36,600 38,600 40,600	円 36,800 38,200 40,300 43,200 46,100 49,000	月 3 6 9	円 42,300 44,300 46,300
教育職俸給表 (一)	5 等 級	円 30,700 32,100 33,600	円 36,200 38,200 40,300	月 3 6 9	円 35,600 37,000 38,500
教育職俸給表 (二)	2 等 級	円 36,100	円 43,800	月 9	円 41,000
教育職俸給表 (四)	3 等 級	円 28,400 29,500 30,700 31,900 33,400 35,000	円 33,200 34,400 35,600 37,600 39,700 42,100	月 3 6 9	円 36,800 38,300 39,900
教育職俸給表 (五)	5 等 級	円 31,900 34,000 36,100	円 38,100 40,900 43,800	月 3 6 9	円 36,800 38,900 41,000

俸 納 表	職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	暫定俸給月額
研究職俸給表	4 等 級	円 30,700 32,000 33,400	円 36,200 38,000 39,800	月 3 6 9	円 35,600 36,900 38,300
	5 等 級	円 26,200 27,300 28,400 29,500 30,700 32,000 33,400	円 31,000 32,100 33,200 34,400 36,200 38,000 39,800	月 3 6 9	円 35,600 36,900 38,300
医療職俸給表 (一)	5 等 級	円 30,700 32,100 33,500	円 36,200 38,000 39,900	月 3 6 9	円 35,600 37,000 38,400
	6 等 級	円 27,300 28,400 29,500 30,700 31,900 33,200	円 32,100 33,200 34,400 36,100 37,800 39,500	月 3 6 9	円 35,600 36,800 38,100
自衛官俸給表	3 等 陸 曹	円 34,000	円 41,800	月 9	円 39,500
	3 等 海 曹	円 34,000	円 41,800	月 9	円 39,500
	3 等 空 曹	円 34,000	円 41,800	月 9	円 39,500
	陸 士 長	円 30,800	円 37,000	月 3	円 36,400
	海 士 長	円 32,300	円 39,200	月 6	円 37,900
	空 士 長	円 33,900	円 41,300	月 9	円 39,400
	1 等 陸 士	円 31,000	円 37,000	月 3	円 36,300
	1 等 海 士	円 32,300	円 39,100	月 6	円 37,800
	1 等 空 士	円 32,300	円 39,100	月 6	円 37,800

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました三件の給与法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の内容は、去る八月の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について、第一に、全俸給表の全俸給月額を平均一一・七%引き上げること。

第二に、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師等の初任給調整手当について、支給月額の限度を八万円に引き上げ、支給期間の限度を三十年に延長するとともに、その通減方法を改めること。

第三に、扶養手当の支給月額を、配偶者については五百円引き上げて二千二百円に、満十八歳未満の子のうち第二子についても二百円引き上げて六百円に、それぞれ改定すること。

第四に、六月に支給する期末手当の支給割合を〇・一カ月分増額するとともに、人事院規則で定める管理または監督の地位にある職員については、俸給月額の百分の二十五をこえない範囲で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を、期末・勤労手当の算定の基礎としている給与の額に加えること。

以上のほか、筑波研究学園都市移転手当を新設することともに、高等専門学校の教職員に適用されている教育職俸給表(四)については、義務教育諸学

校等の教育職員に対し支給される教職調整額との均衡を考慮して、四十七年一月一日から再び改定すること等であります。

なお、俸給表等の改定は、本年五月一日から実施することといたしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案の二法案は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員及び防衛厅の職員の俸給月額等について、それぞれ所要の改正を行なおうとするものであります。

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員会におきましては、以上の三案を一括してておりません。

○副議長(森八三一君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

と決定いたしました。

なお、一般職給与法改正案に対し、附帯決議がなされました。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしま

す。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員会に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

〔賛成者起立〕

第十一条の二第二項前段中「受けるべき歳費月額」の下に「及びその歳費月額に百分の二十五をこえない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「法」という。）の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

2 この法律による改正前の法の規定に基づいて昭和四十六年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に各議院の議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、この法律による改

正後の法の規定による期末手当の内払とみなす。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（森八三一君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（森八三一君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野謙三君	山田 勇君	内田 善利君	中村 利次君	橋本 繁蔵君	原 文兵衛君
副議長 森八三一君	藤井 恒男君	原田 立君	木島 則夫君	竹内 藤男君	志村 愛子君
向井 長年君	青島 幸男君	中尾 辰義君	上林繁次郎君	柴立 芳文君	高橋 邦雄君
高山 恒雄君	松下 正寿君	三木 忠雄君	矢追 秀彦君	黒住 忠行君	小林 国司君
木村 陸男君	久次米健太郎君	萩原幽香子君	阿部 憲一君	今 春曉君	大松 博文君
鈴木 弘君	豊山 昭範君	黒柳 明君	亀井 善彰君	玉置 猛夫君	山崎 五郎君
向井 長年君	川上 義治君	田渕 哲也君	中沢伊登子君	石原慎太郎君	長田 裕二君
高山 恒雄君	沢田 実君	山田 徹一君	熊谷太三郎君	佐田 一郎君	菅野 優作君
木村 陸男君	鈴木 弘君	宮崎 正義君	佐田 一郎君	源田 実君	石本 茂君
土屋 義彦君	河口 陽一君	河口 陽一君	鬼丸 勝之君	藤田 正明君	長谷川 仁君

○鍋島直紹君 ただいま議題となりました法律案の内容は、特別職の国家公務員の給与の改定に伴

〔鍋島直紹君登壇、拍手〕

栗原 裕幸君	米田 正文君	渡辺 一太郎君	鈴木 省吾君	赤間 文三君	斎藤 昇君	後藤 義隆君	伊藤 五郎君
津島 文治君	徳永 正利君	山崎 龍男君	高田 浩運君	林田 悠紀夫君	船田 譲君	白井 勇君	中村 英男君
丸茂 重貞君	平島 敏夫君	佐藤 一郎君	中津井 真君	伊部 真君	田 英夫君	阿具根 登君	森 元治郎君
江藤 智君	鍋島 直紹君	寺本 広作君	久保田 麗磨君	今泉 正二君	嶋崎 均君	瀬谷 英行君	平泉 渉君
新谷寅三郎君	植竹 春彦君	園田 清充君	鹿島 俊雄君	稻嶽 一郎君	上田 哲君	八木 一郎君	山本 利壽君
木内 四郎君	杉原 荒太君	植木 光教君	玉置 和郎君	工藤 良平君	星野 重次君	山下 春江君	羽生 三七君
上原 正吉君	松平 勇雄君	町村 金五君	橋 直治君	初村漣一郎君	戸田 菊雄君	竹田 現照君	加藤シヅエ君
郡 祐一君	古池 信三君	岡本 梅君	大森 久司君	吉武 恵市君	前川 旦君	柳田桃太郎君	藤原 道子君
安井 謙君	細川 護熙君	高橋文五郎君	竹田 現照君	山本茂一郎君	佐々木 静子君	片岡 勝治君	鶴園 哲夫君
岩動 道行君	上田 稔君	大谷藤之助君	戸田 菊雄君	佐藤 一郎君	水口 宏三君	辻 一彦君	鈴木 強君
佐藤 隆君	中山 太郎君	小笠 公韶君	前田佳都男君	山内 一郎君	楠原 昭二君	須原 昭二君	佐々木 静子君
川野辺 静君	河本嘉久藏君	堺本 宜実君	柳田桃太郎君	宮崎 正雄君	神沢 净君	小谷 守君	神沢 净君
金井 元彦君	片山 正英君	平井 太郎君	田中寿美子君	沼田 政治君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	大竹平八郎君
梶木 又三君	若林 正武君	鉢木 亨弘君	高橋雄之助君	西村 尚治君	内藤善三郎君	高橋正俊君	高橋正俊君
長屋 茂君	増田 盛君	青木 一男君	迫水 久常君	森中 守義君	松永 忠二君	和田 静夫君	和田 静夫君
矢野 登君	山本敬三郎君	西田 信一君	増原 恵吉君	野上 元君	西村 閔一君	塙田 大願君	塙田 大願君

官 報 (号 外)

界各国に例をみないといわれている点からも、政府の慎重な態度が望まれるのである。

以上のような趣旨により政府に対し次の質問をする。

昭和四十六年十二月十日

内閣總理大臣 佐藤 繁作
参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員塩出啓典君提出イオン交換膜法によ

る製塩に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二、イオン交換膜法による塩の安全性についての

は、先にあげた専売公社の「塩と健康問題の解説」が述べているが、その内容は先述のとおり満足すべきものとはいえない。食品の安全性を担当する厚生省はどう考へておられるのか。

三、イオン交換膜法による塩の安全性がはつきりと保証されるまでは、従来の塩田式製塩法から

思ひがとうか。

四、イオン交換膜法による塩よりも少し高い価格であつても、従来の塩田式製塩法による塩がほ

しい人たちが、その塩を自由に購入できる道を残してほしいとの要望がある。しかし現在の法律では、そのような道は事実上閉ざされている。

この問題についての政府の見解を聞きたい。

オノン交換膜製造の過程で使用される可塑剤、重合触媒についても有機溶剤等による長時間の抽出及び洗浄によつて、イオン交換膜の製品化の過程で十分取り除かれている。

これらのことから、海水の濃縮に使用されるイオン交換膜が人体に悪影響を及ぼすおそれはない。

二、イオン交換膜の構成成分は一に述べたとおり水に溶出しないため、人体に悪影響を及ぼすお

それはないので、イオン交換膜法は、すでに欧米諸国においても飲料水の製造、牛乳、ジュースの加工等の分野で広範に利用されている。

一、合成樹脂は、ある種の化合物が、平面的あるいは立体的にいくつも化学的に結合してつながつたものであつて、このような重合現象によつて分子量が大きくなるにつれて硬質強靭で水不溶性のものとなる。一般には分子量が六千以上にも重合したものは強靭で溶解性が全くない。

現在海水の濃縮に使用されているイオン交換膜は、スチレンとジビニルベンゼンを高分子重合（分子量百万以上）させたものであり、海水濃縮の過程においても物理的、化学的に極めて

しているが、原塩、粉碎塩、精製塩、食卓塩等の需要に対しても、従来どおり、塩田法によつて製造された原塩を輸入し、原塩のまま、又はこれを加工精製して販売することとしている。

塩田法においては、海水中の水分を太陽熱と風力により蒸発させて塩分の濃厚なかん水をつくるが、この工程を、イオン交換膜法によれば、

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月十六日

大蔵委員長 前田佳都男

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

(号)外

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ及び税率の緩和を昭和

四十六年分の所得税から実施しようとするもの

であつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四

十六年度約千六百五十億円である。

一、費用

本法施行のため、昭和四十六年度一般会計補正予算において、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入額として四十九億四千二百十二

に貸し付ける経営資金の貸付利率の適用区分の

万円が計上されている。

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保險金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月十六日

大蔵委員長 前田佳都男

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月十六日

災害対策特別委員長 小柳 勇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月十六日

災害対策特別委員長 小柳 勇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月十六日

災害対策特別委員長 小柳 勇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月十六日

災害対策特別委員長 小柳 勇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十六年度において低温、台風等による水陸橋の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定

に生ずる支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れる等の措置を講ずるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案は、最近における天災による被害農林漁業者及び被害中小企業者等の資金需要の増大に対処するため、天災融資法について、被害

附帯決議

記

本法の施行にあたつて政府は、左記事項の実現に努め、被災者の救済に万全を期すべきである。であることにかんがみ、必要な融資枠の確保、被災者に対する制度資金の償還条件の緩和その

改善等を行ない、激甚災害法について、激甚災害の場合の天災融資法の規定による経営資金の貸付限度額および中小企業者等に対する貸付金の貸付限度額をそれぞれ引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

他、本法の迅速かつ円滑な運用を図ること。

二、各災害融資制度を通じて、被災者の速やかな
再建に資するため、金利負担の軽減措置等貸付
条件の緩和に努めること。
右決議する。

昭和四十六年十二月十五日 参議院会議録第十三号

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

定価一部五十円
(配送料込)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)